

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年10月5日提出
【計算期間】	三菱ＵＦＪ　ＵＳボンドファンド（毎月分配型）　第31特定期間 三菱ＵＦＪ　オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）　第30特定期間 （自　平成30年1月10日至　平成30年7月9日）
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ　ＵＳボンドファンド（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ　オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　松田　通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MR F	特殊型 ()
	内外	その他資産 ()		
		資産複合	E T F	

属性区分表

三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル 日本 北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 (高格付債)	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
不動産投信 その他資産 () 資産複合 ()	日々 その他 ()				その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()

三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般	年1回 年2回	グローバル 日本	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型

大型株 中小型株 債券	年４回 年６回 (隔月)	北米 欧州 アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 (高格付債)	年１２回 (毎月)	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング			その他 ()	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 () 資産複合 ()	日々 その他 ()					

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われしないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。

補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年１２回（毎月）		信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

米国の国債等を主要投資対象とし、米国の国債の指標であるFTSE米国債インデックス(円換算ベース)をベンチマークとして分散投資を行うことにより、安定した収益の獲得をめざします。

『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』

オーストラリアの国債等を主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、安定した収益の獲得をめざします。

ファンドの特色



米国またはオーストラリアの高格付けの国債等に分散投資します。

- 主として投資対象国の国債、政府保証債、政府機関債および州政府債等に分散投資します。
- 各ファンドの投資対象は以下の通りです。

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

：米国の公社債

『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』：オーストラリアの公社債および豪ドル建ての公社債

- 投資する公社債は、原則として、S&Pグローバル・レーティング(S&P)「A-」格以上またはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)「A3」格以上の長期信用格付けを有するものとします。

■ 長期信用格付けとは

<信用格付けとファンドの投資対象>

債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。

これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

S&PのAAからCCCまでの格付けには「+、-」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1、2、3」という付加記号を省略して表示しています。

	S&P	Moody's	
高い	AAA	Aaa	投資適格格付け
	AA	Aa	
	A	A	
信用力	BBB	Baa	投機的格付け
	BB	Ba	
	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
低い	D	-	



ポートフォリオの加重平均デュレーションを2年以上8年以内とした運用を行います。

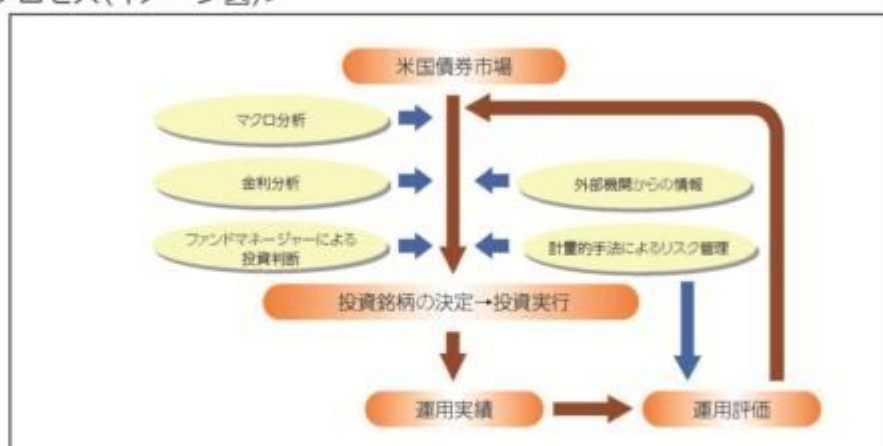
- 各ファンドのベンチマークは、以下の通りとします。

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

FTSE米国債インデックス(円換算ベース)

FTSE米国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、米国債の総合収益率を指数化した債券インデックスです。FTSE米国債インデックス(円換算ベース)は、FTSE米国債インデックス・データに基づき当社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

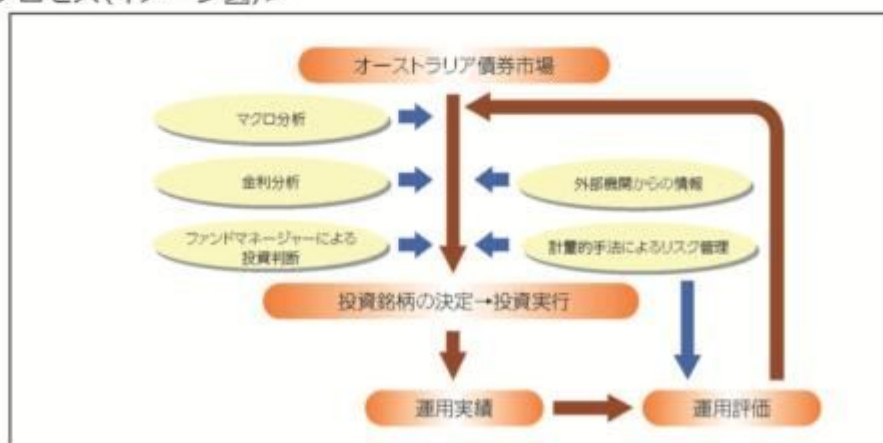
<運用プロセス(イメージ図)>



『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』

ベンチマークは設けません。

<運用プロセス(イメージ図)>



- デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいくほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。
- ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。
- ⚠ 上記の各運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

特色3

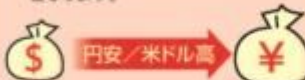
原則として為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

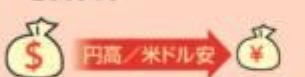
『三菱UFJ USボンドファンド (毎月分配型)』

〈為替レートの変動と基準価額 および分配金の関係〉

①円安/米ドル高の局面では基準価額
および分配金が上昇(増加)する要因
となります。



②円高/米ドル安の局面では基準価額
および分配金が下落(減少)する要因
となります。



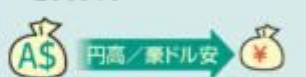
『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド (毎月分配型)』

〈為替レートの変動と基準価額 および分配金の関係〉

①円安/豪ドル高の局面では基準価額
および分配金が上昇(増加)する要因
となります。



②円高/豪ドル安の局面では基準価額
および分配金が下落(減少)する要因
となります。



特色4

各ファンドは無手数料でスイッチング(乗換)が可能です。

- スwitchingの際に換金するファンドの基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.1%)および解約金の利益に対する税金が差し引かれます。

特色5

毎月9日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。

- 原則として、海外の公社債から受け取る利子配当収入を中心に、経費等を勘案したうえで、分配金をお支払いします。

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

米国の公社債から受け取る利子配当収入を中心に、経費等を勘案したうえで、分配金をお支払いします。

『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』

豪ドル建ての公社債から受け取る利子配当収入を中心に、経費等を勘案したうえで、分配金をお支払いします。

- 毎月分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



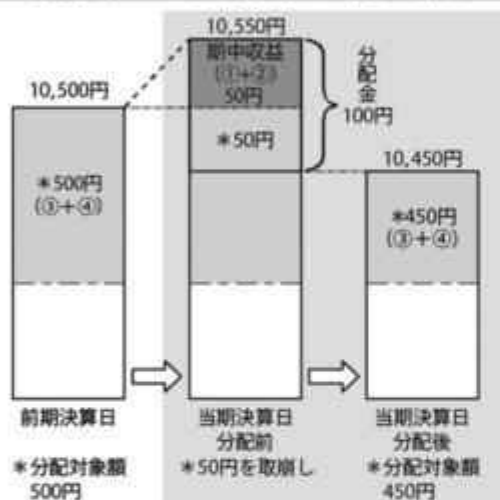
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

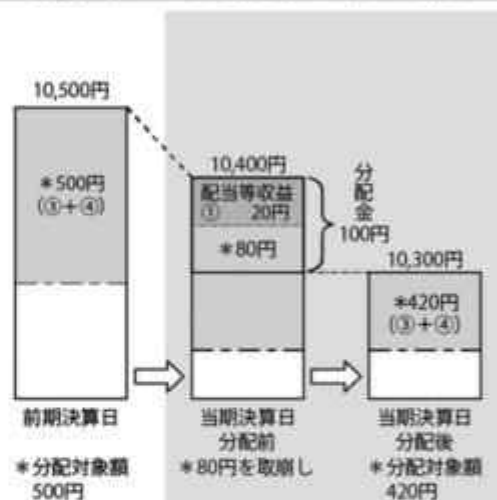
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



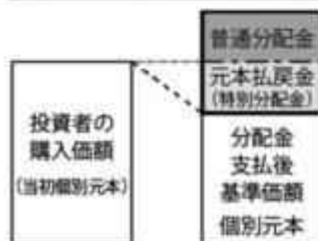
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

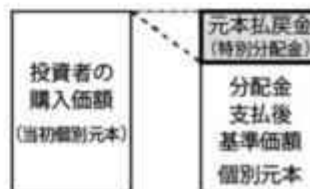
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

＜三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）＞

平成15年1月14日 設定日、信託契約締結、運用開始
 平成17年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継
 名称を「UFJパートナーズ USボンドファンド（毎月分配型）」から「三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）」に変更

＜三菱UFJ ユーロボンドファンド（毎月分配型）＞

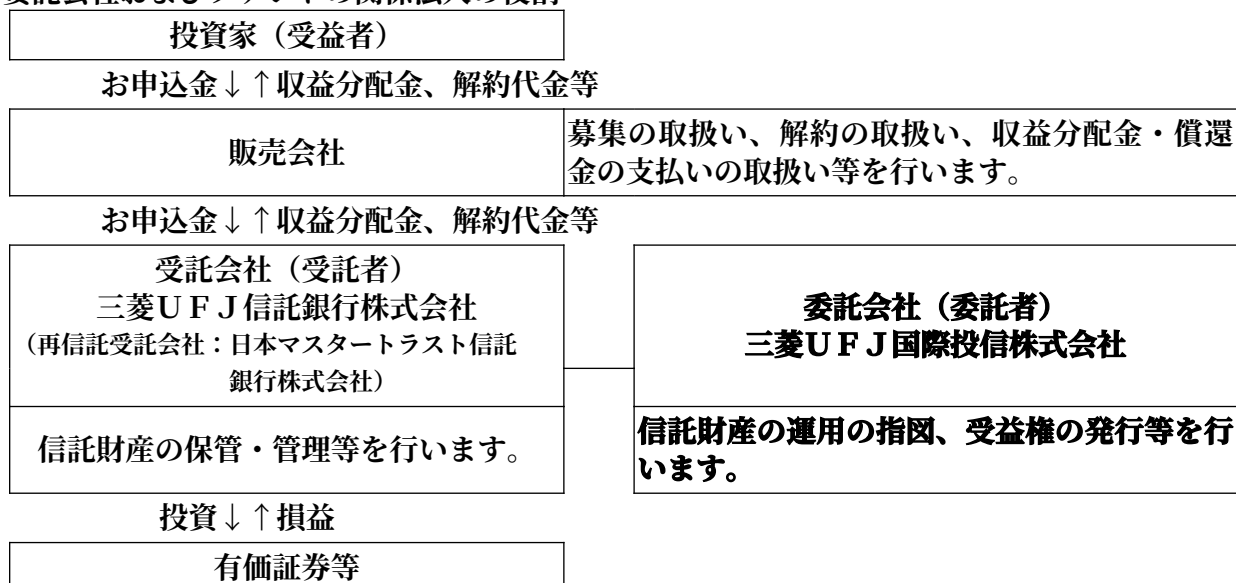
平成15年1月14日 設定日、信託契約締結、運用開始
 平成17年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継
 名称を「UFJパートナーズ ユーロボンドファンド（毎月分配型）」から「三菱UFJ ユーロボンドファンド（毎月分配型）」に変更
 平成28年12月16日 信託の終了

＜三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）＞

平成15年10月31日 設定日、信託契約締結、運用開始
 平成17年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継
 名称を「UFJパートナーズ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」から「三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（平成30年7月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
昭和60年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

「三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）」

米国の公社債を主要投資対象とします。

主としてA格相当以上の格付を有する米国の国債、政府保証債および政府機関債に分散投資を行います。

運用にあたりましては、FTSE米国債インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、ポートフォリオの加重平均デュレーションを2年以上8年以内とした運用を行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

主として高格付の豪ドル建ての公社債に投資します。

投資にあたりましては、豪ドル建てのオーストラリアの国債、政府機関債、A格相当以上の格付を有する州政府債および政府保証債等、ならびにオーストラリア以外のA格相当以上の格付を有する豪ドル建ての政府機関債および国際機関債等に分散投資を行います。

運用にあたりましては、ポートフォリオの加重平均デュレーションを2年以上8年以内とします。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。

ａ. 有価証券先物取引等

ｂ. スワップ取引

ｃ. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、１. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
19. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託

の受益証券に限ります。)

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

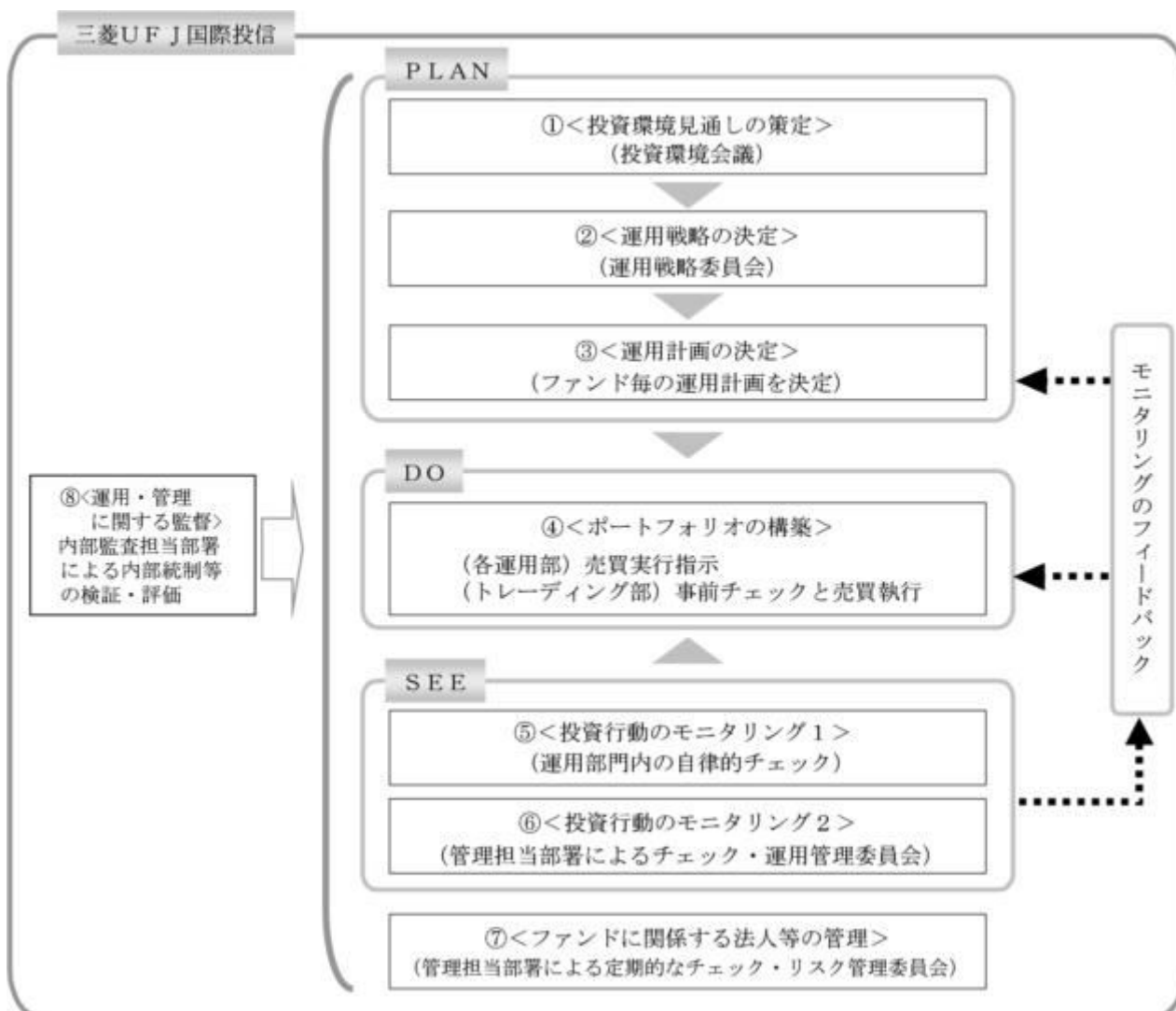
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支

払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑩投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑭デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑮信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えるこ

となった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

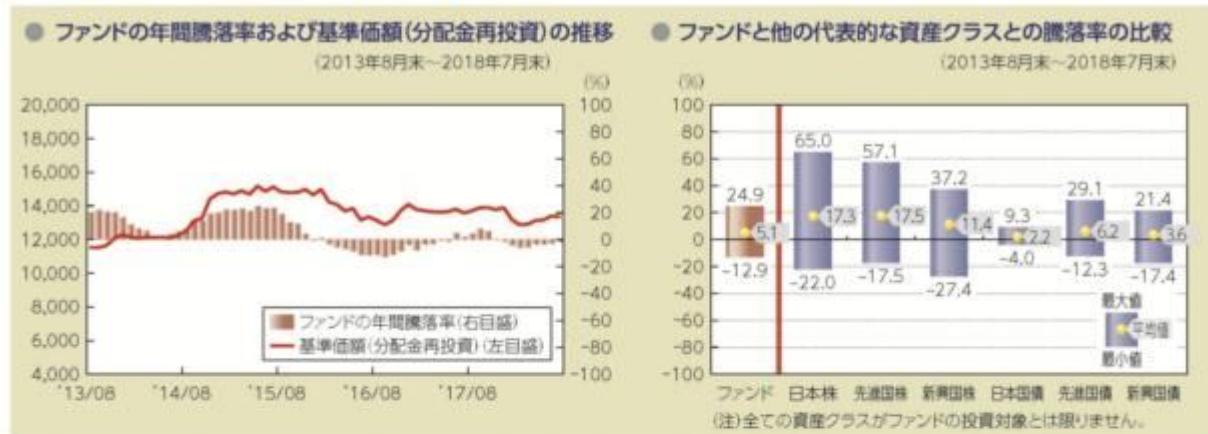
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPMorgan GBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPMorgan GBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.62%（税抜 1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）」または「三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.1%）が差し引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.134%（税抜1.05%）の率を乗じて得た額とします。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.4%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は平成30年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）】

（1）【投資状況】

平成30年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	245,679,878	96.05
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	10,111,257	3.95

純資産総額	255,791,135	100.00
-------	-------------	--------

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

平成30年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 200515	620,000	11,290.93	70,003,773	11,264.47	69,839,772	3.500000	2020/5/15	27.30
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 220215	590,000	10,845.15	63,986,423	10,804.82	63,748,490	2.000000	2022/2/15	24.92
アメリカ	国債証券	2.5 T-NOTE 240515	410,000	10,937.08	44,842,054	10,866.83	44,554,035	2.500000	2024/5/15	17.42
アメリカ	国債証券	2.75 T-BOND 421115	404,000	10,758.42	43,464,057	10,449.68	42,216,721	2.750000	2042/11/15	16.50
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280515	230,000	11,142.62	25,628,046	11,009.06	25,320,860	2.875000	2028/5/15	9.90

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成30年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	96.05
合計	96.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成30年7月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
--	-------	------------------------

	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第66計算期間末日（平成20年 8月11日）	1,461,233,790	1,465,356,113	9,216	9,242
第67計算期間末日（平成20年 9月 9日）	1,443,708,696	1,447,487,684	9,169	9,193
第68計算期間末日（平成20年10月 9日）	1,334,059,573	1,337,794,333	8,573	8,597
第69計算期間末日（平成20年11月10日）	1,310,487,746	1,314,197,510	8,478	8,502
第70計算期間末日（平成20年12月 9日）	1,289,852,494	1,292,615,903	8,402	8,420
第71計算期間末日（平成21年 1月 9日）	1,273,767,152	1,276,364,953	8,336	8,353
第72計算期間末日（平成21年 2月 9日）	1,234,526,428	1,237,108,796	8,127	8,144
第73計算期間末日（平成21年 3月 9日）	1,316,302,057	1,318,408,936	8,747	8,761
第74計算期間末日（平成21年 4月 9日）	1,307,891,506	1,310,242,775	8,900	8,916
第75計算期間末日（平成21年 5月11日）	1,256,454,007	1,258,643,848	8,606	8,621
第76計算期間末日（平成21年 6月 9日）	1,229,508,772	1,231,715,264	8,358	8,373
第77計算期間末日（平成21年 7月 9日）	1,209,530,823	1,211,756,026	8,153	8,168
第78計算期間末日（平成21年 8月10日）	1,224,658,760	1,226,726,111	8,293	8,307
第79計算期間末日（平成21年 9月 9日）	1,162,691,776	1,164,569,933	8,048	8,061
第80計算期間末日（平成21年10月 9日）	1,115,463,593	1,117,319,692	7,813	7,826
第81計算期間末日（平成21年11月 9日）	1,108,120,075	1,110,101,768	7,828	7,842
第82計算期間末日（平成21年12月 9日）	1,076,918,395	1,078,719,949	7,771	7,784
第83計算期間末日（平成22年 1月12日）	1,082,029,060	1,084,208,442	7,944	7,960
第84計算期間末日（平成22年 2月 9日）	1,045,427,775	1,047,040,889	7,777	7,789
第85計算期間末日（平成22年 3月 9日）	1,039,101,166	1,041,098,656	7,803	7,818
第86計算期間末日（平成22年 4月 9日）	1,053,511,156	1,055,477,012	8,039	8,054
第87計算期間末日（平成22年 5月10日）	1,038,683,482	1,040,614,796	8,067	8,082
第88計算期間末日（平成22年 6月 9日）	1,034,366,313	1,036,291,368	8,060	8,075
第89計算期間末日（平成22年 7月 9日）	992,056,169	993,942,133	7,890	7,905
第90計算期間末日（平成22年 8月 9日）	960,994,424	962,863,942	7,710	7,725
第91計算期間末日（平成22年 9月 9日）	942,710,335	944,559,744	7,646	7,661
第92計算期間末日（平成22年10月12日）	920,485,873	922,304,127	7,594	7,609
第93計算期間末日（平成22年11月 9日）	887,387,595	889,184,006	7,410	7,425
第94計算期間末日（平成22年12月 9日）	896,428,275	898,235,068	7,442	7,457
第95計算期間末日（平成23年 1月11日）	874,028,650	875,815,559	7,337	7,352
第96計算期間末日（平成23年 2月 9日）	845,871,677	847,643,667	7,160	7,175
第97計算期間末日（平成23年 3月 9日）	838,249,450	839,984,080	7,249	7,264
第98計算期間末日（平成23年 4月11日）	845,141,738	846,862,546	7,367	7,382
第99計算期間末日（平成23年 5月 9日）	821,136,395	822,863,359	7,132	7,147
第100計算期間末日（平成23年 6月 9日）	813,630,060	815,337,782	7,147	7,162
第101計算期間末日（平成23年 7月11日）	810,440,758	812,135,642	7,173	7,188
第102計算期間末日（平成23年 8月 9日）	778,697,837	780,344,117	7,095	7,110
第103計算期間末日（平成23年 9月 9日）	782,653,603	784,278,633	7,224	7,239
第104計算期間末日（平成23年10月11日）	765,498,554	767,109,745	7,127	7,142
第105計算期間末日（平成23年11月 9日）	767,445,744	769,043,356	7,206	7,221
第106計算期間末日（平成23年12月 9日）	761,703,194	763,281,470	7,239	7,254

第107計算期間末日	（平成24年 1月10日）	738,444,236	739,995,762	7,139	7,154
第108計算期間末日	（平成24年 2月 9日）	712,724,871	714,221,803	7,142	7,157
第109計算期間末日	（平成24年 3月 9日）	718,918,651	720,350,709	7,530	7,545
第110計算期間末日	（平成24年 4月 9日）	712,494,547	713,923,762	7,478	7,493
第111計算期間末日	（平成24年 5月 9日）	697,944,300	699,361,847	7,385	7,400
第112計算期間末日	（平成24年 6月11日）	700,559,566	701,975,443	7,422	7,437
第113計算期間末日	（平成24年 7月 9日）	694,868,941	696,272,181	7,428	7,443
第114計算期間末日	（平成24年 8月 9日）	674,242,043	675,629,643	7,289	7,304
第115計算期間末日	（平成24年 9月10日）	661,797,994	663,165,268	7,260	7,275
第116計算期間末日	（平成24年10月 9日）	647,685,763	649,029,383	7,231	7,246
第117計算期間末日	（平成24年11月 9日）	642,957,280	644,263,478	7,384	7,399
第118計算期間末日	（平成24年12月10日）	649,291,123	650,564,992	7,645	7,660
第119計算期間末日	（平成25年 1月 9日）	670,562,887	671,826,082	7,963	7,978
第120計算期間末日	（平成25年 2月12日）	701,642,182	702,870,953	8,565	8,580
第121計算期間末日	（平成25年 3月11日）	712,876,558	714,107,402	8,688	8,703
第122計算期間末日	（平成25年 4月 9日）	750,838,244	752,075,381	9,104	9,119
第123計算期間末日	（平成25年 5月 9日）	728,554,846	729,765,478	9,027	9,042
第124計算期間末日	（平成25年 6月10日）	639,117,418	640,212,284	8,756	8,771
第125計算期間末日	（平成25年 7月 9日）	642,573,967	643,660,270	8,873	8,888
第126計算期間末日	（平成25年 8月 9日）	618,235,937	619,323,447	8,527	8,542
第127計算期間末日	（平成25年 9月 9日）	612,719,207	613,783,585	8,635	8,650
第128計算期間末日	（平成25年10月 9日）	599,778,033	600,834,525	8,516	8,531
第129計算期間末日	（平成25年11月11日）	601,432,087	602,475,367	8,647	8,662
第130計算期間末日	（平成25年12月 9日）	600,802,754	601,808,632	8,959	8,974
第131計算期間末日	（平成26年 1月 9日）	585,284,437	586,253,345	9,061	9,076
第132計算期間末日	（平成26年 2月10日）	583,751,863	584,729,023	8,961	8,976
第133計算期間末日	（平成26年 3月10日）	567,074,999	568,023,026	8,972	8,987
第134計算期間末日	（平成26年 4月 9日）	542,218,967	543,134,561	8,883	8,898
第135計算期間末日	（平成26年 5月 9日）	543,740,989	544,658,416	8,890	8,905
第136計算期間末日	（平成26年 6月 9日）	547,896,473	548,814,703	8,950	8,965
第137計算期間末日	（平成26年 7月 9日）	532,378,127	533,279,624	8,858	8,873
第138計算期間末日	（平成26年 8月11日）	525,074,306	525,953,194	8,961	8,976
第139計算期間末日	（平成26年 9月 9日）	545,680,231	546,563,085	9,271	9,286
第140計算期間末日	（平成26年10月 9日）	561,528,513	562,409,375	9,562	9,577
第141計算期間末日	（平成26年11月10日）	576,604,240	577,460,586	10,100	10,115
第142計算期間末日	（平成26年12月 9日）	581,650,743	582,465,360	10,710	10,725
第143計算期間末日	（平成27年 1月 9日）	580,745,930	581,555,073	10,766	10,781
第144計算期間末日	（平成27年 2月 9日）	568,041,709	568,838,684	10,691	10,706
第145計算期間末日	（平成27年 3月 9日）	552,905,194	553,683,456	10,657	10,672
第146計算期間末日	（平成27年 4月 9日）	561,980,565	562,758,380	10,838	10,853
第147計算期間末日	（平成27年 5月11日）	549,593,415	550,370,454	10,609	10,624
第148計算期間末日	（平成27年 6月 9日）	548,139,941	548,895,750	10,879	10,894

第149計算期間末日	（平成27年 7月 9日）	528,672,769	529,418,264	10,637	10,652
第150計算期間末日	（平成27年 8月10日）	540,059,089	540,797,871	10,965	10,980
第151計算期間末日	（平成27年 9月 9日）	506,724,738	507,444,804	10,556	10,571
第152計算期間末日	（平成27年10月 9日）	494,852,782	495,553,912	10,587	10,602
第153計算期間末日	（平成27年11月 9日）	495,394,771	496,088,825	10,707	10,722
第154計算期間末日	（平成27年12月 9日）	484,838,277	485,516,000	10,731	10,746
第155計算期間末日	（平成28年 1月12日）	455,758,924	456,420,905	10,327	10,342
第156計算期間末日	（平成28年 2月 9日）	451,012,450	451,666,368	10,346	10,361
第157計算期間末日	（平成28年 3月 9日）	433,582,577	434,232,519	10,007	10,022
第158計算期間末日	（平成28年 4月11日）	427,003,843	427,665,590	9,679	9,694
第159計算期間末日	（平成28年 5月 9日）	421,261,077	421,920,851	9,577	9,592
第160計算期間末日	（平成28年 6月 9日）	417,196,110	417,851,766	9,545	9,560
第161計算期間末日	（平成28年 7月11日）	399,146,613	399,796,699	9,210	9,225
第162計算期間末日	（平成28年 8月 9日）	401,462,563	402,115,810	9,218	9,233
第163計算期間末日	（平成28年 9月 9日）	397,176,994	397,827,432	9,159	9,174
第164計算期間末日	（平成28年10月11日）	398,912,942	399,561,493	9,226	9,241
第165計算期間末日	（平成28年11月 9日）	387,432,159	388,078,250	8,995	9,010
第166計算期間末日	（平成28年12月 9日）	411,294,156	411,928,185	9,730	9,745
第167計算期間末日	（平成29年 1月10日）	408,057,010	408,675,143	9,902	9,917
第168計算期間末日	（平成29年 2月 9日）	393,495,050	393,905,831	9,579	9,589
第169計算期間末日	（平成29年 3月 9日）	391,278,778	391,683,191	9,675	9,685
第170計算期間末日	（平成29年 4月10日）	380,922,011	381,322,991	9,500	9,510
第171計算期間末日	（平成29年 5月 9日）	383,858,262	384,256,046	9,650	9,660
第172計算期間末日	（平成29年 6月 9日）	366,164,518	366,551,226	9,469	9,479
第173計算期間末日	（平成29年 7月10日）	369,664,434	370,044,375	9,730	9,740
第174計算期間末日	（平成29年 8月 9日）	339,414,495	339,774,308	9,433	9,443
第175計算期間末日	（平成29年 9月11日）	330,991,183	331,343,042	9,407	9,417
第176計算期間末日	（平成29年10月10日）	330,283,987	330,627,205	9,623	9,633
第177計算期間末日	（平成29年11月 9日）	321,769,750	322,099,320	9,763	9,773
第178計算期間末日	（平成29年12月11日）	289,904,594	290,203,662	9,694	9,704
第179計算期間末日	（平成30年 1月 9日）	285,994,452	286,292,182	9,606	9,616
第180計算期間末日	（平成30年 2月 9日）	267,689,105	267,984,453	9,064	9,074
第181計算期間末日	（平成30年 3月 9日）	260,031,253	260,324,226	8,876	8,886
第182計算期間末日	（平成30年 4月 9日）	261,971,574	262,264,569	8,941	8,951
第183計算期間末日	（平成30年 5月 9日）	264,772,714	265,064,590	9,071	9,081
第184計算期間末日	（平成30年 6月11日）	253,365,551	253,644,325	9,089	9,099
第185計算期間末日	（平成30年 7月 9日）	257,347,041	257,625,855	9,230	9,240
	平成29年 7月末日	342,267,151	—	9,462	—
	8月末日	336,464,133	—	9,546	—
	9月末日	331,542,969	—	9,660	—
	10月末日	318,546,080	—	9,663	—
	11月末日	285,885,253	—	9,559	—

12月末日	287,531,305	—	9,633	—
平成30年 1月末日	269,986,070	—	9,141	—
2月末日	261,590,640	—	8,917	—
3月末日	261,244,730	—	8,917	—
4月末日	265,448,065	—	9,059	—
5月末日	263,481,447	—	9,077	—
6月末日	257,337,536	—	9,230	—
7月末日	255,791,135	—	9,201	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第66計算期間	26円
第67計算期間	24円
第68計算期間	24円
第69計算期間	24円
第70計算期間	18円
第71計算期間	17円
第72計算期間	17円
第73計算期間	14円
第74計算期間	16円
第75計算期間	15円
第76計算期間	15円
第77計算期間	15円
第78計算期間	14円
第79計算期間	13円
第80計算期間	13円
第81計算期間	14円
第82計算期間	13円
第83計算期間	16円
第84計算期間	12円
第85計算期間	15円
第86計算期間	15円
第87計算期間	15円
第88計算期間	15円
第89計算期間	15円
第90計算期間	15円
第91計算期間	15円
第92計算期間	15円
第93計算期間	15円
第94計算期間	15円

第95計算期間	15円
第96計算期間	15円
第97計算期間	15円
第98計算期間	15円
第99計算期間	15円
第100計算期間	15円
第101計算期間	15円
第102計算期間	15円
第103計算期間	15円
第104計算期間	15円
第105計算期間	15円
第106計算期間	15円
第107計算期間	15円
第108計算期間	15円
第109計算期間	15円
第110計算期間	15円
第111計算期間	15円
第112計算期間	15円
第113計算期間	15円
第114計算期間	15円
第115計算期間	15円
第116計算期間	15円
第117計算期間	15円
第118計算期間	15円
第119計算期間	15円
第120計算期間	15円
第121計算期間	15円
第122計算期間	15円
第123計算期間	15円
第124計算期間	15円
第125計算期間	15円
第126計算期間	15円
第127計算期間	15円
第128計算期間	15円
第129計算期間	15円
第130計算期間	15円
第131計算期間	15円
第132計算期間	15円
第133計算期間	15円
第134計算期間	15円
第135計算期間	15円
第136計算期間	15円

第137計算期間	15円
第138計算期間	15円
第139計算期間	15円
第140計算期間	15円
第141計算期間	15円
第142計算期間	15円
第143計算期間	15円
第144計算期間	15円
第145計算期間	15円
第146計算期間	15円
第147計算期間	15円
第148計算期間	15円
第149計算期間	15円
第150計算期間	15円
第151計算期間	15円
第152計算期間	15円
第153計算期間	15円
第154計算期間	15円
第155計算期間	15円
第156計算期間	15円
第157計算期間	15円
第158計算期間	15円
第159計算期間	15円
第160計算期間	15円
第161計算期間	15円
第162計算期間	15円
第163計算期間	15円
第164計算期間	15円
第165計算期間	15円
第166計算期間	15円
第167計算期間	15円
第168計算期間	10円
第169計算期間	10円
第170計算期間	10円
第171計算期間	10円
第172計算期間	10円
第173計算期間	10円
第174計算期間	10円
第175計算期間	10円
第176計算期間	10円
第177計算期間	10円
第178計算期間	10円

第179計算期間	10円
第180計算期間	10円
第181計算期間	10円
第182計算期間	10円
第183計算期間	10円
第184計算期間	10円
第185計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第66計算期間	2.31
第67計算期間	△0.24
第68計算期間	△6.23
第69計算期間	△0.82
第70計算期間	△0.68
第71計算期間	△0.58
第72計算期間	△2.30
第73計算期間	7.80
第74計算期間	1.93
第75計算期間	△3.13
第76計算期間	△2.70
第77計算期間	△2.27
第78計算期間	1.88
第79計算期間	△2.79
第80計算期間	△2.75
第81計算期間	0.37
第82計算期間	△0.56
第83計算期間	2.43
第84計算期間	△1.95
第85計算期間	0.52
第86計算期間	3.21
第87計算期間	0.53
第88計算期間	0.09
第89計算期間	△1.92
第90計算期間	△2.09
第91計算期間	△0.63
第92計算期間	△0.48
第93計算期間	△2.22
第94計算期間	0.63
第95計算期間	△1.20

第96計算期間	△2.20
第97計算期間	1.45
第98計算期間	1.83
第99計算期間	△2.98
第100計算期間	0.42
第101計算期間	0.57
第102計算期間	△0.87
第103計算期間	2.02
第104計算期間	△1.13
第105計算期間	1.31
第106計算期間	0.66
第107計算期間	△1.17
第108計算期間	0.25
第109計算期間	5.64
第110計算期間	△0.49
第111計算期間	△1.04
第112計算期間	0.70
第113計算期間	0.28
第114計算期間	△1.66
第115計算期間	△0.19
第116計算期間	△0.19
第117計算期間	2.32
第118計算期間	3.73
第119計算期間	4.35
第120計算期間	7.74
第121計算期間	1.61
第122計算期間	4.96
第123計算期間	△0.68
第124計算期間	△2.83
第125計算期間	1.50
第126計算期間	△3.73
第127計算期間	1.44
第128計算期間	△1.20
第129計算期間	1.71
第130計算期間	3.78
第131計算期間	1.30
第132計算期間	△0.93
第133計算期間	0.29
第134計算期間	△0.82
第135計算期間	0.24
第136計算期間	0.84
第137計算期間	△0.86

第138計算期間	1.33
第139計算期間	3.62
第140計算期間	3.30
第141計算期間	5.78
第142計算期間	6.18
第143計算期間	0.66
第144計算期間	△0.55
第145計算期間	△0.17
第146計算期間	1.83
第147計算期間	△1.97
第148計算期間	2.68
第149計算期間	△2.08
第150計算期間	3.22
第151計算期間	△3.59
第152計算期間	0.43
第153計算期間	1.27
第154計算期間	0.36
第155計算期間	△3.62
第156計算期間	0.32
第157計算期間	△3.13
第158計算期間	△3.12
第159計算期間	△0.89
第160計算期間	△0.17
第161計算期間	△3.35
第162計算期間	0.24
第163計算期間	△0.47
第164計算期間	0.89
第165計算期間	△2.34
第166計算期間	8.33
第167計算期間	1.92
第168計算期間	△3.16
第169計算期間	1.10
第170計算期間	△1.70
第171計算期間	1.68
第172計算期間	△1.77
第173計算期間	2.86
第174計算期間	△2.94
第175計算期間	△0.16
第176計算期間	2.40
第177計算期間	1.55
第178計算期間	△0.60
第179計算期間	△0.80

第180計算期間	△5.53
第181計算期間	△1.96
第182計算期間	0.84
第183計算期間	1.56
第184計算期間	0.30
第185計算期間	1.66

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第66計算期間	1,103,694	20,230,775	1,585,508,986
第67計算期間	2,711,271	13,641,642	1,574,578,615
第68計算期間	1,992,935	20,421,486	1,556,150,064
第69計算期間	3,417,342	13,832,149	1,545,735,257
第70計算期間	—	10,507,623	1,535,227,634
第71計算期間	2,369,127	9,478,220	1,528,118,541
第72計算期間	1,227,856	10,306,350	1,519,040,047
第73計算期間	—	14,125,952	1,504,914,095
第74計算期間	2,787,999	38,158,910	1,469,543,184
第75計算期間	—	9,648,736	1,459,894,448
第76計算期間	26,529,206	15,428,986	1,470,994,668
第77計算期間	25,439,476	12,964,905	1,483,469,239
第78計算期間	2,411,110	9,200,843	1,476,679,506
第79計算期間	9,566,257	41,509,255	1,444,736,508
第80計算期間	12,396,615	29,364,653	1,427,768,470
第81計算期間	2,472,746	14,745,782	1,415,495,434
第82計算期間	10,221,556	39,905,830	1,385,811,160
第83計算期間	2,518,533	26,215,407	1,362,114,286
第84計算期間	131,138	17,983,571	1,344,261,853
第85計算期間	634,262	13,235,944	1,331,660,171
第86計算期間	3,425,415	24,514,278	1,310,571,308
第87計算期間	—	23,028,001	1,287,543,307
第88計算期間	2,788,760	6,961,565	1,283,370,502
第89計算期間	1,863,608	27,924,768	1,257,309,342
第90計算期間	1,258,884	12,222,288	1,246,345,938
第91計算期間	7,190,247	20,596,571	1,232,939,614
第92計算期間	3,843,542	24,613,731	1,212,169,425
第93計算期間	3,308,186	17,869,798	1,197,607,813
第94計算期間	20,077,651	13,156,294	1,204,529,170
第95計算期間	7,173,117	20,429,606	1,191,272,681

第96計算期間	7,190,697	17,136,357	1,181,327,021
第97計算期間	1,479,839	26,386,794	1,156,420,066
第98計算期間	4,745,578	13,960,132	1,147,205,512
第99計算期間	7,575,493	3,471,418	1,151,309,587
第100計算期間	4,841,813	17,669,808	1,138,481,592
第101計算期間	11,397,081	19,955,584	1,129,923,089
第102計算期間	8,098,592	40,501,398	1,097,520,283
第103計算期間	2,633,696	16,800,338	1,083,353,641
第104計算期間	2,174,298	11,400,062	1,074,127,877
第105計算期間	2,077,399	11,130,576	1,065,074,700
第106計算期間	3,494,434	16,384,548	1,052,184,586
第107計算期間	—	17,833,703	1,034,350,883
第108計算期間	—	36,395,564	997,955,319
第109計算期間	5,853,900	49,103,418	954,705,801
第110計算期間	3,603,432	5,498,848	952,810,385
第111計算期間	13,122	7,792,162	945,031,345
第112計算期間	1,167,259	2,280,131	943,918,473
第113計算期間	—	8,424,631	935,493,842
第114計算期間	2,017,050	12,444,111	925,066,781
第115計算期間	—	13,550,656	911,516,125
第116計算期間	13,596	15,783,008	895,746,713
第117計算期間	—	24,947,527	870,799,186
第118計算期間	7,896	21,560,708	849,246,374
第119計算期間	1,171,020	8,286,973	842,130,421
第120計算期間	255,449	23,204,651	819,181,219
第121計算期間	12,465,076	11,083,261	820,563,034
第122計算期間	15,755,089	11,559,779	824,758,344
第123計算期間	3,803,049	21,473,368	807,088,025
第124計算期間	12,022,038	89,199,365	729,910,698
第125計算期間	12,304,640	18,013,066	724,202,272
第126計算期間	9,187,623	8,383,014	725,006,881
第127計算期間	3,831,838	19,253,303	709,585,416
第128計算期間	740,725	5,997,757	704,328,384
第129計算期間	—	8,808,058	695,520,326
第130計算期間	2,411,628	27,346,518	670,585,436
第131計算期間	2,171,948	26,818,112	645,939,272
第132計算期間	6,620,318	1,119,530	651,440,060
第133計算期間	1,256,888	20,678,558	632,018,390
第134計算期間	329,778	21,951,933	610,396,235
第135計算期間	3,912,810	2,690,569	611,618,476
第136計算期間	1,877,205	1,342,125	612,153,556
第137計算期間	1,364,989	12,520,295	600,998,250

第138計算期間	1,100,176	16,172,837	585,925,589
第139計算期間	5,302,630	2,658,276	588,569,943
第140計算期間	5,894,815	7,222,923	587,241,835
第141計算期間	8,791,099	25,135,184	570,897,750
第142計算期間	3,005,282	30,824,710	543,078,322
第143計算期間	14,679,468	18,328,911	539,428,879
第144計算期間	5,387,385	13,499,519	531,316,745
第145計算期間	2,082,854	14,557,771	518,841,828
第146計算期間	2,008,173	2,306,264	518,543,737
第147計算期間	2,336,357	2,853,657	518,026,437
第148計算期間	10,324,231	24,477,438	503,873,230
第149計算期間	1,811,569	8,687,822	496,996,977
第150計算期間	747,814	5,223,240	492,521,551
第151計算期間	3,504,792	15,982,100	480,044,243
第152計算期間	949,879	13,574,013	467,420,109
第153計算期間	232,454	4,949,465	462,703,098
第154計算期間	—	10,887,273	451,815,825
第155計算期間	5,284,014	15,779,026	441,320,813
第156計算期間	1,137,292	6,512,567	435,945,538
第157計算期間	501,784	3,152,311	433,295,011
第158計算期間	9,864,295	1,994,082	441,165,224
第159計算期間	96,251	1,411,849	439,849,626
第160計算期間	370,344	3,115,374	437,104,596
第161計算期間	73,981	3,787,393	433,391,184
第162計算期間	4,141,216	2,033,838	435,498,562
第163計算期間	2,789,404	4,662,590	433,625,376
第164計算期間	250,574	1,508,142	432,367,808
第165計算期間	3,520,141	5,160,327	430,727,622
第166計算期間	1,226,140	9,267,436	422,686,326
第167計算期間	994,481	11,591,869	412,088,938
第168計算期間	1,126,715	2,434,446	410,781,207
第169計算期間	5,217	6,372,665	404,413,759
第170計算期間	312,700	3,745,967	400,980,492
第171計算期間	—	3,196,336	397,784,156
第172計算期間	—	11,076,093	386,708,063
第173計算期間	—	6,766,605	379,941,458
第174計算期間	994,077	21,122,513	359,813,022
第175計算期間	6,013	7,959,822	351,859,213
第176計算期間	24,740	8,665,220	343,218,733
第177計算期間	—	13,647,946	329,570,787
第178計算期間	—	30,502,357	299,068,430
第179計算期間	396,663	1,734,629	297,730,464

第180計算期間	360,725	2,742,933	295,348,256
第181計算期間	2,593,064	4,967,948	292,973,372
第182計算期間	22,149	—	292,995,521
第183計算期間	233,151	1,352,190	291,876,482
第184計算期間	5,414	13,107,559	278,774,337
第185計算期間	40,530	—	278,814,867

【三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

平成30年 7月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	オーストラリア	3,563,184,093	43.76
特殊債券	オーストラリア	4,383,677,777	53.84
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	195,316,716	2.40
純資産総額		8,142,178,586	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成30年 7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (％)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (％)
オースト ラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 281121	5,500,000	8,307.47	456,910,882	8,291.27	456,019,886	2.750000	2028/11/21	5.60
オースト ラリア	国債証券	1.75 AUST GOVT 201121	5,500,000	8,167.01	449,185,931	8,163.84	449,011,432	1.750000	2020/11/21	5.51
オースト ラリア	国債証券	2.25 AUST GOVT 280521	5,000,000	7,955.31	397,765,570	7,936.26	396,813,164	2.250000	2028/5/21	4.87
オースト ラリア	特殊債券	2.75 ASIAN DEV 220119	4,000,000	8,287.71	331,508,438	8,286.49	331,459,901	2.750000	2022/1/19	4.07
オースト ラリア	国債証券	3.25 AUST GOVT 250421	3,500,000	8,622.02	301,770,771	8,611.31	301,395,967	3.250000	2025/4/21	3.70
オースト ラリア	特殊債券	2.5 WEST AUST TRE 200722	3,500,000	8,274.55	289,609,536	8,271.70	289,509,749	2.500000	2020/7/22	3.56
オースト ラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 240421	3,000,000	8,385.52	251,565,608	8,382.01	251,460,569	2.750000	2024/4/21	3.09
オースト ラリア	国債証券	2 AUST GOVT 211221	3,000,000	8,187.42	245,622,847	8,185.90	245,577,092	2.000000	2021/12/21	3.02
オースト ラリア	特殊債券	3 KOMMUNALBANKEN 261209	3,000,000	8,096.36	242,890,919	8,098.95	242,968,553	3.000000	2026/12/9	2.98

オーストラリア	国債証券	4.25 AUST GOVT 260421	2,500,000	9,211.91	230,297,772	9,195.00	229,875,068	4.250000	2026/4/21	2.82
オーストラリア	国債証券	4.75 AUST GOVT 270421	2,000,000	9,613.00	192,260,055	9,588.92	191,778,419	4.750000	2027/4/21	2.36
オーストラリア	国債証券	5.75 AUST GOVT 220715	2,000,000	9,348.80	186,976,073	9,331.93	186,638,782	5.750000	2022/7/15	2.29
オーストラリア	特殊債券	6.5 KOMMUNALBANKE 210412	2,000,000	9,104.53	182,090,677	9,086.29	181,725,813	6.500000	2021/4/12	2.23
オーストラリア	特殊債券	4.25 QUEENSLAND 230721	2,000,000	8,871.11	177,422,284	8,862.32	177,246,585	4.250000	2023/7/21	2.18
オーストラリア	特殊債券	4 INTL FINANCE CO 250403	2,000,000	8,775.71	175,514,338	8,772.68	175,453,782	4.000000	2025/4/3	2.15
オーストラリア	特殊債券	2.8 KFW 210217	2,000,000	8,300.76	166,015,334	8,299.82	165,996,590	2.800000	2021/2/17	2.04
オーストラリア	特殊債券	2.6 ASIAN DEV 200116	2,000,000	8,264.36	165,287,349	8,263.93	165,278,618	2.600000	2020/1/16	2.03
オーストラリア	特殊債券	2.7 LANDWIRTSCH. 220905	2,000,000	8,252.86	165,057,292	8,254.18	165,083,780	2.700000	2022/9/5	2.03
オーストラリア	特殊債券	3 WEST AUST TREAS 261021	2,000,000	8,213.29	164,265,822	8,215.83	164,316,713	3.000000	2026/10/21	2.02
オーストラリア	国債証券	3 AUST GOVT 470321	2,000,000	8,053.93	161,078,688	8,035.99	160,719,893	3.000000	2047/3/21	1.97
オーストラリア	国債証券	5.5 AUST GOVT 230421	1,500,000	9,420.21	141,303,181	9,407.38	141,110,785	5.500000	2023/4/21	1.73
オーストラリア	特殊債券	7 WEST AUST TREAS 210715	1,500,000	9,338.71	140,080,747	9,314.10	139,711,530	7.000000	2021/7/15	1.72
オーストラリア	特殊債券	5.25 KOMMUNAL 240715	1,500,000	9,262.83	138,942,451	9,262.06	138,930,983	5.250000	2024/7/15	1.71
オーストラリア	特殊債券	4.75 QUEENSLAND 250721	1,500,000	9,235.67	138,535,130	9,230.96	138,464,507	4.750000	2025/7/21	1.70
オーストラリア	国債証券	3.25 AUST GOVT 390621	1,500,000	8,532.20	127,983,089	8,522.01	127,830,191	3.250000	2039/6/21	1.57
オーストラリア	特殊債券	3.5 NORTHERN TERR 280421	1,500,000	8,405.26	126,078,970	8,381.35	125,720,321	3.500000	2028/4/21	1.54
オーストラリア	特殊債券	6.5 QUEENSLAND 330314	900,000	11,282.14	101,539,292	11,234.93	101,114,403	6.500000	2033/3/14	1.24
オーストラリア	特殊債券	5.75 QUEENSLAND 240722	1,000,000	9,625.12	96,251,246	9,611.45	96,114,523	5.750000	2024/7/22	1.18
オーストラリア	特殊債券	6 QUEENSLAND 220721	1,000,000	9,345.79	93,457,997	9,328.28	93,282,807	6.000000	2022/7/21	1.15
オーストラリア	特殊債券	5 KFW 240319	1,000,000	9,171.59	91,715,983	9,172.19	91,721,919	5.000000	2024/3/19	1.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成30年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	43.76
特殊債券	53.84
合計	97.60

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成30年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第57計算期間末日 (平成20年 8月11日)	7,615,713,788	7,662,026,015	12,004	12,077
第58計算期間末日 (平成20年 9月 9日)	6,847,361,812	6,882,712,285	10,847	10,903
第59計算期間末日 (平成20年10月 9日)	5,300,968,372	5,333,586,901	8,613	8,666
第60計算期間末日 (平成20年11月10日)	5,389,113,562	5,417,265,802	8,806	8,852
第61計算期間末日 (平成20年12月 9日)	4,958,983,987	4,983,460,376	8,104	8,144
第62計算期間末日 (平成21年 1月 9日)	5,234,093,319	5,257,361,121	8,548	8,586
第63計算期間末日 (平成21年 2月 9日)	4,947,633,706	4,968,942,243	8,127	8,162
第64計算期間末日 (平成21年 3月 9日)	5,017,159,479	5,039,612,795	8,268	8,305
第65計算期間末日 (平成21年 4月 9日)	5,563,672,147	5,589,818,015	9,150	9,193
第66計算期間末日 (平成21年 5月11日)	5,872,190,440	5,900,190,512	9,647	9,693
第67計算期間末日 (平成21年 6月 9日)	5,952,199,663	5,980,269,132	9,754	9,800
第68計算期間末日 (平成21年 7月 9日)	5,696,888,120	5,725,587,974	9,131	9,177
第69計算期間末日 (平成21年 8月10日)	6,410,599,992	6,442,346,332	10,097	10,147
第70計算期間末日 (平成21年 9月 9日)	6,527,573,469	6,557,025,560	9,974	10,019
第71計算期間末日 (平成21年10月 9日)	6,726,204,457	6,756,956,625	10,061	10,107
第72計算期間末日 (平成21年11月 9日)	6,868,824,970	6,901,522,427	10,294	10,343
第73計算期間末日 (平成21年12月 9日)	6,728,411,929	6,760,182,863	9,954	10,001
第74計算期間末日 (平成22年 1月12日)	7,495,571,777	7,525,989,994	10,596	10,639
第75計算期間末日 (平成22年 2月 9日)	7,023,847,102	7,051,326,409	9,713	9,751
第76計算期間末日 (平成22年 3月 9日)	7,476,083,846	7,527,316,218	10,215	10,285
第77計算期間末日 (平成22年 4月 9日)	8,107,682,413	8,160,665,932	10,712	10,782
第78計算期間末日 (平成22年 5月10日)	8,008,559,868	8,063,192,132	10,261	10,331
第79計算期間末日 (平成22年 6月 9日)	7,972,578,764	8,032,339,968	9,339	9,409
第80計算期間末日 (平成22年 7月 9日)	8,695,024,855	8,758,141,245	9,643	9,713
第81計算期間末日 (平成22年 8月 9日)	9,269,098,108	9,335,842,383	9,721	9,791
第82計算期間末日 (平成22年 9月 9日)	9,870,831,788	9,942,540,034	9,636	9,706
第83計算期間末日 (平成22年10月12日)	10,664,106,051	10,739,239,916	9,935	10,005
第84計算期間末日 (平成22年11月 9日)	11,214,993,036	11,293,765,702	9,966	10,036

第85計算期間末日	（平成22年12月 9日）	11,824,789,804	11,908,070,000	9,939	10,009
第86計算期間末日	（平成23年 1月11日）	12,392,257,584	12,480,130,095	9,872	9,942
第87計算期間末日	（平成23年 2月 9日）	13,060,204,884	13,152,275,583	9,929	9,999
第88計算期間末日	（平成23年 3月 9日）	13,515,917,290	13,610,824,363	9,969	10,039
第89計算期間末日	（平成23年 4月11日）	14,752,733,340	14,849,788,777	10,640	10,710
第90計算期間末日	（平成23年 5月 9日）	13,715,243,021	13,808,576,888	10,286	10,356
第91計算期間末日	（平成23年 6月 9日）	14,126,782,484	14,223,758,178	10,197	10,267
第92計算期間末日	（平成23年 7月11日）	14,952,360,362	15,054,047,646	10,293	10,363
第93計算期間末日	（平成23年 8月 9日）	14,756,711,362	14,864,566,046	9,577	9,647
第94計算期間末日	（平成23年 9月 9日）	16,829,271,171	16,945,393,711	10,145	10,215
第95計算期間末日	（平成23年10月11日）	16,562,274,112	16,685,800,852	9,385	9,455
第96計算期間末日	（平成23年11月 9日）	18,107,939,312	18,236,268,009	9,877	9,947
第97計算期間末日	（平成23年12月 9日）	18,558,515,041	18,692,308,096	9,710	9,780
第98計算期間末日	（平成24年 1月10日）	19,180,236,320	19,319,463,123	9,643	9,713
第99計算期間末日	（平成24年 2月 9日）	20,516,284,119	20,660,057,065	9,989	10,059
第100計算期間末日	（平成24年 3月 9日）	20,481,746,656	20,619,167,211	10,433	10,503
第101計算期間末日	（平成24年 4月 9日）	19,269,851,455	19,403,965,820	10,058	10,128
第102計算期間末日	（平成24年 5月 9日）	19,625,226,954	19,764,106,085	9,892	9,962
第103計算期間末日	（平成24年 6月11日）	20,677,983,154	20,825,438,711	9,816	9,886
第104計算期間末日	（平成24年 7月 9日）	21,564,784,161	21,716,167,989	9,972	10,042
第105計算期間末日	（平成24年 8月 9日）	22,400,368,868	22,556,160,953	10,065	10,135
第106計算期間末日	（平成24年 9月10日）	22,735,555,995	22,896,596,101	9,883	9,953
第107計算期間末日	（平成24年10月 9日）	23,464,764,075	23,632,110,836	9,815	9,885
第108計算期間末日	（平成24年11月 9日）	24,084,199,946	24,252,392,062	10,024	10,094
第109計算期間末日	（平成24年12月10日）	23,731,334,774	23,890,330,761	10,448	10,518
第110計算期間末日	（平成25年 1月 9日）	22,454,591,247	22,598,954,998	10,888	10,958
第111計算期間末日	（平成25年 2月12日）	21,656,821,816	21,789,059,260	11,464	11,534
第112計算期間末日	（平成25年 3月11日）	20,536,213,992	20,660,986,027	11,521	11,591
第113計算期間末日	（平成25年 4月 9日）	20,921,453,120	21,041,124,560	12,238	12,308
第114計算期間末日	（平成25年 5月 9日）	19,753,103,789	19,868,441,395	11,988	12,058
第115計算期間末日	（平成25年 6月10日）	17,074,308,949	17,183,620,636	10,934	11,004
第116計算期間末日	（平成25年 7月 9日）	16,116,533,625	16,223,528,721	10,544	10,614
第117計算期間末日	（平成25年 8月 9日）	15,691,141,704	15,798,903,701	10,193	10,263
第118計算期間末日	（平成25年 9月 9日）	15,726,079,843	15,832,972,874	10,298	10,368
第119計算期間末日	（平成25年10月 9日）	15,880,043,659	15,987,578,237	10,337	10,407
第120計算期間末日	（平成25年11月11日）	16,125,574,785	16,233,671,867	10,442	10,512
第121計算期間末日	（平成25年12月 9日）	16,116,528,136	16,224,822,478	10,418	10,488
第122計算期間末日	（平成26年 1月 9日）	15,824,802,566	15,931,181,331	10,413	10,483
第123計算期間末日	（平成26年 2月10日）	15,592,323,797	15,699,050,202	10,227	10,297
第124計算期間末日	（平成26年 3月10日）	15,810,211,311	15,916,678,144	10,395	10,465
第125計算期間末日	（平成26年 4月 9日）	16,191,724,076	16,298,536,846	10,611	10,681
第126計算期間末日	（平成26年 5月 9日）	16,290,087,559	16,397,015,367	10,664	10,734

第127計算期間末日	（平成26年 6月 9日）	16,494,353,938	16,601,945,413	10,731	10,801
第128計算期間末日	（平成26年 7月 9日）	16,781,058,883	16,890,113,076	10,771	10,841
第129計算期間末日	（平成26年 8月11日）	16,986,568,006	17,097,100,326	10,758	10,828
第130計算期間末日	（平成26年 9月 9日）	17,736,273,493	17,848,747,909	11,038	11,108
第131計算期間末日	（平成26年10月 9日）	17,600,208,715	17,715,145,628	10,719	10,789
第132計算期間末日	（平成26年11月10日）	18,381,303,074	18,497,798,073	11,045	11,115
第133計算期間末日	（平成26年12月 9日）	18,669,649,106	18,785,091,191	11,321	11,391
第134計算期間末日	（平成27年 1月 9日）	18,646,736,497	18,762,983,754	11,228	11,298
第135計算期間末日	（平成27年 2月 9日）	18,459,668,535	18,580,128,315	10,727	10,797
第136計算期間末日	（平成27年 3月 9日）	19,065,754,257	19,190,727,686	10,679	10,749
第137計算期間末日	（平成27年 4月 9日）	19,897,764,038	19,990,488,155	10,730	10,780
第138計算期間末日	（平成27年 5月11日）	19,040,570,429	19,129,766,098	10,673	10,723
第139計算期間末日	（平成27年 6月 9日）	18,577,722,217	18,665,181,979	10,621	10,671
第140計算期間末日	（平成27年 7月 9日）	17,421,300,985	17,507,965,341	10,051	10,101
第141計算期間末日	（平成27年 8月10日）	17,678,443,093	17,764,609,916	10,258	10,308
第142計算期間末日	（平成27年 9月 9日）	16,152,987,487	16,238,168,318	9,482	9,532
第143計算期間末日	（平成27年10月 9日）	16,445,578,962	16,530,006,155	9,740	9,790
第144計算期間末日	（平成27年11月 9日）	16,089,159,762	16,173,045,923	9,590	9,640
第145計算期間末日	（平成27年12月 9日）	16,158,371,092	16,241,223,867	9,751	9,801
第146計算期間末日	（平成28年 1月12日）	14,909,117,406	14,991,163,210	9,086	9,136
第147計算期間末日	（平成28年 2月 9日）	14,545,336,665	14,626,246,760	8,989	9,039
第148計算期間末日	（平成28年 3月 9日）	14,781,985,018	14,862,238,730	9,210	9,260
第149計算期間末日	（平成28年 4月11日）	14,364,548,081	14,444,009,056	9,039	9,089
第150計算期間末日	（平成28年 5月 9日）	13,929,916,720	14,008,934,996	8,814	8,864
第151計算期間末日	（平成28年 6月 9日）	13,916,818,351	13,994,958,943	8,905	8,955
第152計算期間末日	（平成28年 7月11日）	13,246,078,624	13,323,543,515	8,550	8,600
第153計算期間末日	（平成28年 8月 9日）	13,425,185,761	13,486,617,618	8,742	8,782
第154計算期間末日	（平成28年 9月 9日）	12,971,561,597	13,031,002,221	8,729	8,769
第155計算期間末日	（平成28年10月11日）	12,617,058,486	12,675,368,775	8,655	8,695
第156計算期間末日	（平成28年11月 9日）	11,984,483,941	12,040,752,279	8,520	8,560
第157計算期間末日	（平成28年12月 9日）	12,385,105,209	12,440,075,220	9,012	9,052
第158計算期間末日	（平成29年 1月10日）	12,069,603,665	12,123,567,452	8,946	8,986
第159計算期間末日	（平成29年 2月 9日）	11,823,720,942	11,876,366,540	8,984	9,024
第160計算期間末日	（平成29年 3月 9日）	11,585,557,107	11,637,170,971	8,979	9,019
第161計算期間末日	（平成29年 4月10日）	11,054,539,123	11,104,729,008	8,810	8,850
第162計算期間末日	（平成29年 5月 9日）	10,851,984,536	10,901,675,313	8,736	8,776
第163計算期間末日	（平成29年 6月 9日）	10,569,418,457	10,617,724,461	8,752	8,792
第164計算期間末日	（平成29年 7月10日）	10,567,480,304	10,614,494,046	8,991	9,031
第165計算期間末日	（平成29年 8月 9日）	10,343,844,019	10,389,887,792	8,986	9,026
第166計算期間末日	（平成29年 9月11日）	10,286,083,156	10,331,536,082	9,052	9,092
第167計算期間末日	（平成29年10月10日）	10,040,353,108	10,085,174,993	8,960	9,000
第168計算期間末日	（平成29年11月 9日）	9,965,622,447	10,009,788,435	9,026	9,066

第169計算期間末日	（平成29年12月11日）	9,572,287,331	9,615,777,619	8,804	8,844
第170計算期間末日	（平成30年 1月 9日）	9,736,108,610	9,778,979,023	9,084	9,124
第171計算期間末日	（平成30年 2月 9日）	8,992,264,344	9,034,365,049	8,544	8,584
第172計算期間末日	（平成30年 3月 9日）	8,734,426,261	8,776,025,989	8,399	8,439
第173計算期間末日	（平成30年 4月 9日）	8,588,901,099	8,630,260,122	8,307	8,347
第174計算期間末日	（平成30年 5月 9日）	8,412,352,074	8,453,431,484	8,191	8,231
第175計算期間末日	（平成30年 6月11日）	8,417,731,884	8,458,165,445	8,327	8,367
第176計算期間末日	（平成30年 7月 9日）	8,268,401,322	8,308,404,534	8,268	8,308
	平成29年 7月末日	10,572,555,008	—	9,138	—
	8月末日	10,344,391,502	—	9,061	—
	9月末日	10,178,772,298	—	9,060	—
	10月末日	9,927,976,591	—	8,946	—
	11月末日	9,601,166,686	—	8,810	—
	12月末日	9,672,589,813	—	9,017	—
	平成30年 1月末日	9,424,511,985	—	8,893	—
	2月末日	8,897,174,091	—	8,510	—
	3月末日	8,617,116,437	—	8,318	—
	4月末日	8,542,654,284	—	8,296	—
	5月末日	8,450,094,657	—	8,323	—
	6月末日	8,201,973,439	—	8,197	—
	7月末日	8,142,178,586	—	8,265	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第57計算期間	73円
第58計算期間	56円
第59計算期間	53円
第60計算期間	46円
第61計算期間	40円
第62計算期間	38円
第63計算期間	35円
第64計算期間	37円
第65計算期間	43円
第66計算期間	46円
第67計算期間	46円
第68計算期間	46円
第69計算期間	50円
第70計算期間	45円
第71計算期間	46円
第72計算期間	49円

第73計算期間	47円
第74計算期間	43円
第75計算期間	38円
第76計算期間	70円
第77計算期間	70円
第78計算期間	70円
第79計算期間	70円
第80計算期間	70円
第81計算期間	70円
第82計算期間	70円
第83計算期間	70円
第84計算期間	70円
第85計算期間	70円
第86計算期間	70円
第87計算期間	70円
第88計算期間	70円
第89計算期間	70円
第90計算期間	70円
第91計算期間	70円
第92計算期間	70円
第93計算期間	70円
第94計算期間	70円
第95計算期間	70円
第96計算期間	70円
第97計算期間	70円
第98計算期間	70円
第99計算期間	70円
第100計算期間	70円
第101計算期間	70円
第102計算期間	70円
第103計算期間	70円
第104計算期間	70円
第105計算期間	70円
第106計算期間	70円
第107計算期間	70円
第108計算期間	70円
第109計算期間	70円
第110計算期間	70円
第111計算期間	70円
第112計算期間	70円
第113計算期間	70円
第114計算期間	70円

第115計算期間	70円
第116計算期間	70円
第117計算期間	70円
第118計算期間	70円
第119計算期間	70円
第120計算期間	70円
第121計算期間	70円
第122計算期間	70円
第123計算期間	70円
第124計算期間	70円
第125計算期間	70円
第126計算期間	70円
第127計算期間	70円
第128計算期間	70円
第129計算期間	70円
第130計算期間	70円
第131計算期間	70円
第132計算期間	70円
第133計算期間	70円
第134計算期間	70円
第135計算期間	70円
第136計算期間	70円
第137計算期間	50円
第138計算期間	50円
第139計算期間	50円
第140計算期間	50円
第141計算期間	50円
第142計算期間	50円
第143計算期間	50円
第144計算期間	50円
第145計算期間	50円
第146計算期間	50円
第147計算期間	50円
第148計算期間	50円
第149計算期間	50円
第150計算期間	50円
第151計算期間	50円
第152計算期間	50円
第153計算期間	40円
第154計算期間	40円
第155計算期間	40円
第156計算期間	40円

第157計算期間	40円
第158計算期間	40円
第159計算期間	40円
第160計算期間	40円
第161計算期間	40円
第162計算期間	40円
第163計算期間	40円
第164計算期間	40円
第165計算期間	40円
第166計算期間	40円
第167計算期間	40円
第168計算期間	40円
第169計算期間	40円
第170計算期間	40円
第171計算期間	40円
第172計算期間	40円
第173計算期間	40円
第174計算期間	40円
第175計算期間	40円
第176計算期間	40円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第57計算期間	△1.90
第58計算期間	△9.17
第59計算期間	△20.10
第60計算期間	2.77
第61計算期間	△7.51
第62計算期間	5.94
第63計算期間	△4.51
第64計算期間	2.19
第65計算期間	11.18
第66計算期間	5.93
第67計算期間	1.58
第68計算期間	△5.91
第69計算期間	11.12
第70計算期間	△0.77
第71計算期間	1.33
第72計算期間	2.80
第73計算期間	△2.84

第74計算期間	6.88
第75計算期間	△7.97
第76計算期間	5.88
第77計算期間	5.55
第78計算期間	△3.55
第79計算期間	△8.30
第80計算期間	4.00
第81計算期間	1.53
第82計算期間	△0.15
第83計算期間	3.82
第84計算期間	1.01
第85計算期間	0.43
第86計算期間	0.03
第87計算期間	1.28
第88計算期間	1.10
第89計算期間	7.43
第90計算期間	△2.66
第91計算期間	△0.18
第92計算期間	1.62
第93計算期間	△6.27
第94計算期間	6.66
第95計算期間	△6.80
第96計算期間	5.98
第97計算期間	△0.98
第98計算期間	0.03
第99計算期間	4.31
第100計算期間	5.14
第101計算期間	△2.92
第102計算期間	△0.95
第103計算期間	△0.06
第104計算期間	2.30
第105計算期間	1.63
第106計算期間	△1.11
第107計算期間	0.02
第108計算期間	2.84
第109計算期間	4.92
第110計算期間	4.88
第111計算期間	5.93
第112計算期間	1.10
第113計算期間	6.83
第114計算期間	△1.47
第115計算期間	△8.20

第116計算期間	△2.92
第117計算期間	△2.66
第118計算期間	1.71
第119計算期間	1.05
第120計算期間	1.69
第121計算期間	0.44
第122計算期間	0.62
第123計算期間	△1.11
第124計算期間	2.32
第125計算期間	2.75
第126計算期間	1.15
第127計算期間	1.28
第128計算期間	1.02
第129計算期間	0.52
第130計算期間	3.25
第131計算期間	△2.25
第132計算期間	3.69
第133計算期間	3.13
第134計算期間	△0.20
第135計算期間	△3.83
第136計算期間	0.20
第137計算期間	0.94
第138計算期間	△0.06
第139計算期間	△0.01
第140計算期間	△4.89
第141計算期間	2.55
第142計算期間	△7.07
第143計算期間	3.24
第144計算期間	△1.02
第145計算期間	2.20
第146計算期間	△6.30
第147計算期間	△0.51
第148計算期間	3.01
第149計算期間	△1.31
第150計算期間	△1.93
第151計算期間	1.59
第152計算期間	△3.42
第153計算期間	2.71
第154計算期間	0.30
第155計算期間	△0.38
第156計算期間	△1.09
第157計算期間	6.24

第158計算期間	△0.28
第159計算期間	0.87
第160計算期間	0.38
第161計算期間	△1.43
第162計算期間	△0.38
第163計算期間	0.64
第164計算期間	3.18
第165計算期間	0.38
第166計算期間	1.17
第167計算期間	△0.57
第168計算期間	1.18
第169計算期間	△2.01
第170計算期間	3.63
第171計算期間	△5.50
第172計算期間	△1.22
第173計算期間	△0.61
第174計算期間	△0.91
第175計算期間	2.14
第176計算期間	△0.22

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第57計算期間	51,122,777	111,482,493	6,344,140,785
第58計算期間	79,189,582	110,745,781	6,312,584,586
第59計算期間	54,805,294	212,950,317	6,154,439,563
第60計算期間	57,413,110	91,800,424	6,120,052,249
第61計算期間	37,216,314	38,171,117	6,119,097,446
第62計算期間	36,506,839	32,498,478	6,123,105,807
第63計算期間	58,134,993	93,087,245	6,088,153,555
第64計算期間	23,974,436	43,663,998	6,068,463,993
第65計算期間	43,005,932	31,035,396	6,080,434,529
第66計算期間	72,619,108	66,081,364	6,086,972,273
第67計算期間	79,363,989	64,277,695	6,102,058,567
第68計算期間	171,512,817	34,472,577	6,239,098,807
第69計算期間	133,383,376	23,214,159	6,349,268,024
第70計算期間	225,378,910	29,737,684	6,544,909,250
第71計算期間	225,100,547	84,755,689	6,685,254,108
第72計算期間	119,138,189	131,441,791	6,672,950,506
第73計算期間	164,333,675	77,510,924	6,759,773,257

第74計算期間	357,768,927	43,538,212	7,074,003,972
第75計算期間	235,070,183	77,677,481	7,231,396,674
第76計算期間	127,461,757	39,948,037	7,318,910,394
第77計算期間	326,937,522	76,773,673	7,569,074,243
第78計算期間	287,668,797	52,133,868	7,804,609,172
第79計算期間	781,562,476	48,856,724	8,537,314,924
第80計算期間	547,298,087	67,985,789	9,016,627,222
第81計算期間	677,612,702	159,343,389	9,534,896,535
第82計算期間	768,295,861	59,157,133	10,244,035,263
第83計算期間	655,762,530	166,388,489	10,733,409,304
第84計算期間	631,447,310	111,618,553	11,253,238,061
第85計算期間	748,887,280	104,954,363	11,897,170,978
第86計算期間	750,177,920	94,132,999	12,553,215,899
第87計算期間	796,660,201	196,919,080	13,152,957,020
第88計算期間	615,135,481	209,939,185	13,558,153,316
第89計算期間	794,168,630	487,259,490	13,865,062,456
第90計算期間	370,406,726	902,059,586	13,333,409,596
第91計算期間	714,275,597	194,014,533	13,853,670,660
第92計算期間	832,085,322	159,001,027	14,526,754,955
第93計算期間	1,117,650,121	236,593,005	15,407,812,071
第94計算期間	1,363,195,571	182,073,330	16,588,934,312
第95計算期間	1,266,957,633	209,214,758	17,646,677,187
第96計算期間	956,821,954	270,828,134	18,332,671,007
第97計算期間	1,043,860,368	263,237,773	19,113,293,602
第98計算期間	924,428,156	148,178,417	19,889,543,341
第99計算期間	1,346,407,077	696,958,065	20,538,992,353
第100計算期間	924,715,731	1,832,200,168	19,631,507,916
第101計算期間	833,085,012	1,305,397,848	19,159,195,080
第102計算期間	1,009,751,148	329,070,355	19,839,875,873
第103計算期間	1,466,620,885	241,417,123	21,065,079,635
第104計算期間	901,674,105	340,492,524	21,626,261,216
第105計算期間	945,598,549	315,847,586	22,256,012,179
第106計算期間	1,160,456,005	410,738,661	23,005,729,523
第107計算期間	1,230,977,439	330,026,744	23,906,680,218
第108計算期間	785,012,148	664,247,092	24,027,445,274
第109計算期間	587,338,238	1,901,070,945	22,713,712,567
第110計算期間	418,703,990	2,509,023,464	20,623,393,093
第111計算期間	451,114,882	2,183,444,477	18,891,063,498
第112計算期間	323,789,302	1,390,276,359	17,824,576,441
第113計算期間	201,532,322	930,188,677	17,095,920,086
第114計算期間	302,832,914	921,952,064	16,476,800,936
第115計算期間	263,863,865	1,124,709,484	15,615,955,317

第116計算期間	255,666,240	586,607,811	15,285,013,746
第117計算期間	541,719,623	432,162,238	15,394,571,131
第118計算期間	195,952,863	320,090,983	15,270,433,011
第119計算期間	226,349,912	134,700,217	15,362,082,706
第120計算期間	370,290,207	289,932,609	15,442,440,304
第121計算期間	263,808,151	235,628,107	15,470,620,348
第122計算期間	226,045,451	499,699,284	15,196,966,515
第123計算期間	246,743,821	197,081,043	15,246,629,293
第124計算期間	218,503,031	255,584,654	15,209,547,670
第125計算期間	289,448,394	240,028,789	15,258,967,275
第126計算期間	196,292,070	179,858,090	15,275,401,255
第127計算期間	365,551,847	270,742,288	15,370,210,814
第128計算期間	413,763,208	204,803,553	15,579,170,469
第129計算期間	455,162,809	244,001,728	15,790,331,550
第130計算期間	489,441,666	211,999,369	16,067,773,847
第131計算期間	487,080,039	135,294,781	16,419,559,105
第132計算期間	501,758,001	279,174,366	16,642,142,740
第133計算期間	390,588,790	541,005,090	16,491,726,440
第134計算期間	478,512,502	363,487,898	16,606,751,044
第135計算期間	801,884,678	200,095,659	17,208,540,063
第136計算期間	832,379,317	187,572,268	17,853,347,112
第137計算期間	842,599,503	151,123,183	18,544,823,432
第138計算期間	169,165,428	874,854,952	17,839,133,908
第139計算期間	149,712,864	496,894,355	17,491,952,417
第140計算期間	108,738,451	267,819,652	17,332,871,216
第141計算期間	133,329,897	232,836,356	17,233,364,757
第142計算期間	119,795,793	316,994,224	17,036,166,326
第143計算期間	60,244,859	210,972,581	16,885,438,604
第144計算期間	72,973,177	181,179,397	16,777,232,384
第145計算期間	35,045,758	241,722,998	16,570,555,144
第146計算期間	47,962,864	209,357,205	16,409,160,803
第147計算期間	52,991,243	280,132,926	16,182,019,120
第148計算期間	49,605,984	180,882,626	16,050,742,478
第149計算期間	35,339,914	193,887,374	15,892,195,018
第150計算期間	33,146,131	121,685,918	15,803,655,231
第151計算期間	172,048,331	347,585,096	15,628,118,466
第152計算期間	114,359,093	249,499,239	15,492,978,320
第153計算期間	86,382,051	221,395,964	15,357,964,407
第154計算期間	39,315,379	537,123,607	14,860,156,179
第155計算期間	32,222,523	314,806,220	14,577,572,482
第156計算期間	23,380,886	533,868,686	14,067,084,682
第157計算期間	43,815,613	368,397,461	13,742,502,834

第158計算期間	57,970,373	309,526,367	13,490,946,840
第159計算期間	50,939,423	380,486,592	13,161,399,671
第160計算期間	29,279,560	287,213,024	12,903,466,207
第161計算期間	69,069,426	425,064,354	12,547,471,279
第162計算期間	56,680,909	181,457,794	12,422,694,394
第163計算期間	22,441,975	368,635,356	12,076,501,013
第164計算期間	19,880,625	342,946,131	11,753,435,507
第165計算期間	23,897,555	266,389,731	11,510,943,331
第166計算期間	34,025,151	181,736,790	11,363,231,692
第167計算期間	19,866,685	177,627,016	11,205,471,361
第168計算期間	51,218,361	215,192,693	11,041,497,029
第169計算期間	47,678,397	216,603,335	10,872,572,091
第170計算期間	49,646,207	204,614,919	10,717,603,379
第171計算期間	35,000,370	227,427,393	10,525,176,356
第172計算期間	24,993,656	150,237,997	10,399,932,015
第173計算期間	36,241,547	96,417,629	10,339,755,933
第174計算期間	47,748,493	117,651,697	10,269,852,729
第175計算期間	11,879,089	173,341,368	10,108,390,450
第176計算期間	78,203,898	185,791,212	10,000,803,136

《参考情報》

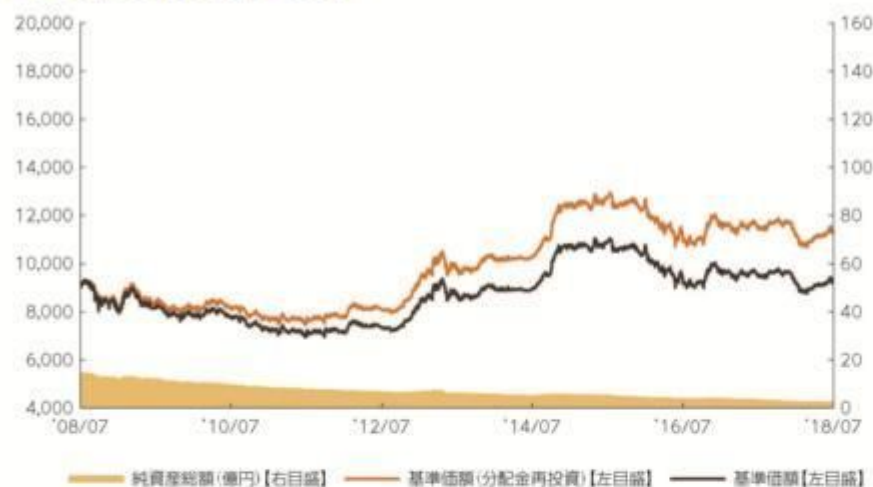


運用実績

2018年7月31日現在

三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)

■基準価額・純資産の推移 2008年7月31日～2018年7月31日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	9,201円
純資産総額	2.5億円

■分配の推移

2018年7月	10円
2018年6月	10円
2018年5月	10円
2018年4月	10円
2018年3月	10円
2018年2月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	3,344円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

種別構成	比率	組入上位銘柄	種別	比率
国債	96.0%	1 3.5 T-NOTE 200515	国債	27.3%
		2 2 T-NOTE 220215	国債	24.9%
コールローン他		3 2.5 T-NOTE 240515	国債	17.4%
(負債控除後)	4.0%	4 2.75 T-BOND 421115	国債	16.5%
合計	100.0%	5 2.875 T-NOTE 280515	国債	9.9%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移

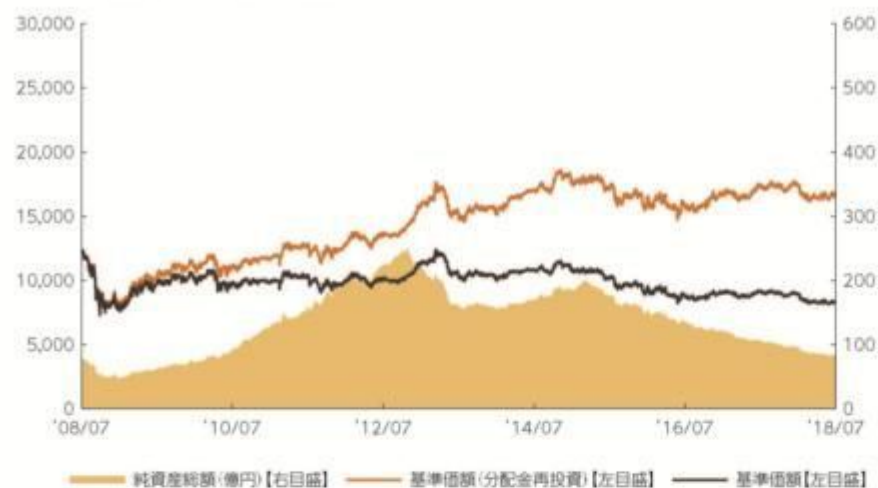


- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2018年は年初から7月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ オーストラリア債券ファンド(毎月分配型)

■基準価額・純資産の推移 2008年7月31日～2018年7月31日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	8,265円
純資産総額	81.4億円

■分配の推移

2018年7月	40円
2018年6月	40円
2018年5月	40円
2018年4月	40円
2018年3月	40円
2018年2月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	9,808円

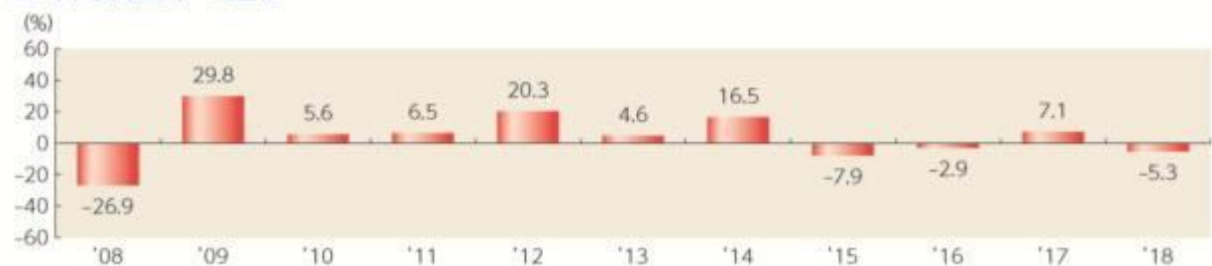
- 分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

種別構成	比率	組入上位銘柄	種別	比率
国債	43.8%	1 2.75 AUST GOVT 281121	国債	5.6%
特殊債	53.8%	2 1.75 AUST GOVT 201121	国債	5.5%
		3 2.25 AUST GOVT 280521	国債	4.9%
		4 2.75 ASIAN DEV 220119	特殊債	4.1%
		5 3.25 AUST GOVT 250421	国債	3.7%
		6 2.5 WEST AUST TRE 200722	特殊債	3.6%
		7 2.75 AUST GOVT 240421	国債	3.1%
		8 2 AUST GOVT 211221	国債	3.0%
コールローン他 (負債控除後)	2.4%	9 3 KOMMUNALBANKEN 261209	特殊債	3.0%
合計	100.0%	10 4.25 AUST GOVT 260421	国債	2.8%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。（スイッチングの場合を含みます。）

＜三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）＞

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

＜三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）＞

シドニー先物取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

シドニーにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×1.62%（税抜 1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

スイッチングの際には申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。（スイッチングの場合を含みます。）

＜三菱U F J U S ボンドファンド（毎月分配型）＞

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

＜三菱U F J オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）＞

シドニー先物取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

シドニーにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

1口単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱U F J 国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

＜三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）＞

無期限（平成15年1月14日設定）

＜三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）＞

無期限（平成15年10月31日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月10日から翌月9日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるとときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年１月および７月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場

合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成30年1月10日から平成30年7月9日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [平成30年 1月 9日現在]	当期 [平成30年 7月 9日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	3,079,497	8,112,669
コール・ローン	2,417,026	1,577,129
国債証券	280,650,703	246,763,010
未収利息	887,073	1,077,449
前払費用	102,062	264,350
その他未収収益	216,698	54,955
流動資産合計	287,353,059	257,849,562
資産合計	287,353,059	257,849,562
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	297,730	278,814
未払解約金	800,534	-
未払受託者報酬	12,348	10,612
未払委託者報酬	246,965	212,213
未払利息	3	3
その他未払費用	1,027	879
流動負債合計	1,358,607	502,521
負債合計	1,358,607	502,521
純資産の部		
元本等		
元本	297,730,464	278,814,867
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,736,012	△21,467,826
（分配準備積立金）	46,428,410	43,376,192
元本等合計	285,994,452	257,347,041
純資産合計	285,994,452	257,347,041
負債純資産合計	287,353,059	257,849,562

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日	当期 自 平成30年 1月10日 至 平成30年 7月 9日
営業収益		
受取利息	3,310,974	2,773,910
有価証券売買等損益	△535,842	△4,116,258
為替差損益	△3,701,119	△6,892,952
その他収益	138,847	109,331
営業収益合計	△787,140	△8,125,969
営業費用		
支払利息	697	423
受託者報酬	87,289	70,653
委託者報酬	1,745,734	1,412,933
その他費用	119,636	50,799
営業費用合計	1,953,356	1,534,808
営業利益又は営業損失（△）	△2,740,496	△9,660,777
経常利益又は経常損失（△）	△2,740,496	△9,660,777
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,740,496	△9,660,777
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△414,261	△41,745
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△10,277,024	△11,736,012
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,898,153	1,952,988
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,898,153	1,952,988
剰余金減少額又は欠損金増加額	49,648	334,990
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	49,648	334,990
分配金	1,981,258	1,730,780
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,736,012	△21,467,826

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成30年 1月 9日現在]	当期 [平成30年 7月 9日現在]
1. 期首元本額	379,941,458円	297,730,464円
期中追加設定元本額	1,421,493円	3,255,033円
期中一部解約元本額	83,632,487円	22,170,630円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	11,736,012円	21,467,826円
3. 受益権の総数	297,730,464口	278,814,867口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日	当期 自 平成30年 1月10日 至 平成30年 7月 9日																																																
1.分配金の計算過程 第174期 平成29年 7月11日 平成29年 8月 9日	1.分配金の計算過程 第180期 平成30年 1月10日 平成30年 2月 9日																																																
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>264,211円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>26,817,942円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>56,059,605円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>83,141,758円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>359,813,022口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>2,310円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	264,211円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	26,817,942円	分配準備積立金額	D	56,059,605円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,141,758円	当ファンドの期末残存口数	F	359,813,022口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,310円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>169,262円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>22,134,680円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>46,003,482円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>68,307,424円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>295,348,256口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>2,312円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	169,262円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	22,134,680円	分配準備積立金額	D	46,003,482円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,307,424円	当ファンドの期末残存口数	F	295,348,256口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,312円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	264,211円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	26,817,942円																																															
分配準備積立金額	D	56,059,605円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,141,758円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	359,813,022口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,310円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	169,262円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	22,134,680円																																															
分配準備積立金額	D	46,003,482円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,307,424円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	295,348,256口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,312円																																															

前期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日			当期 自 平成30年 1月10日 至 平成30年 7月 9日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	359,813円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	295,348円
第175期 平成29年 8月10日 平成29年 9月11日			第181期 平成30年 2月10日 平成30年 3月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	236,656円	費用控除後の配当等収益額	A	162,690円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	26,226,047円	収益調整金額	C	22,354,170円
分配準備積立金額	D	54,732,868円	分配準備積立金額	D	45,115,471円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	81,195,571円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,632,331円
当ファンドの期末残存口数	F	351,859,213口	当ファンドの期末残存口数	F	292,973,372口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,307円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,308円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	351,859円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	292,973円
第176期 平成29年 9月12日 平成29年10月10日			第182期 平成30年 3月10日 平成30年 4月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	550,037円	費用控除後の配当等収益額	A	393,578円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	25,585,807円	収益調整金額	C	22,359,279円
分配準備積立金額	D	53,279,264円	分配準備積立金額	D	44,985,188円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	79,415,108円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,738,045円
当ファンドの期末残存口数	F	343,218,733口	当ファンドの期末残存口数	F	292,995,521口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,313円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,311円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	343,218円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	292,995円
第177期 平成29年10月11日 平成29年11月 9日			第183期 平成30年 4月10日 平成30年 5月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	566,182円	費用控除後の配当等収益額	A	409,219円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	24,568,424円	収益調整金額	C	22,309,833円
分配準備積立金額	D	51,371,087円	分配準備積立金額	D	44,878,918円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	76,505,693円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,597,970円
当ファンドの期末残存口数	F	329,570,787口	当ファンドの期末残存口数	F	291,876,482口

前期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日			当期 自 平成30年 1月10日 至 平成30年 7月 9日		
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,321円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,315円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I=F*H/10,000$	329,570円	収益分配金額	$I=F*H/10,000$	291,876円
第178期 平成29年11月10日 平成29年12月11日			第184期 平成30年 5月10日 平成30年 6月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	230,903円	費用控除後の配当等収益額	A	429,109円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	22,294,664円	収益調整金額	C	21,309,174円
分配準備積立金額	D	46,858,774円	分配準備積立金額	D	42,986,902円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	69,384,341円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	64,725,185円
当ファンドの期末残存口数	F	299,068,430口	当ファンドの期末残存口数	F	278,774,337口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,320円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,321円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I=F*H/10,000$	299,068円	収益分配金額	$I=F*H/10,000$	278,774円
第179期 平成29年12月12日 平成30年 1月 9日			第185期 平成30年 6月12日 平成30年 7月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	205,056円	費用控除後の配当等収益額	A	517,769円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	22,256,771円	収益調整金額	C	21,318,565円
分配準備積立金額	D	46,521,084円	分配準備積立金額	D	43,137,237円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	68,982,911円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	64,973,571円
当ファンドの期末残存口数	F	297,730,464口	当ファンドの期末残存口数	F	278,814,867口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,316円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,330円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I=F*H/10,000$	297,730円	収益分配金額	$I=F*H/10,000$	278,814円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日	当期 自 平成30年 1月10日 至 平成30年 7月 9日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [平成30年 1月 9日現在]	当期 [平成30年 7月 9日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [平成30年 1月 9日現在]	当期 [平成30年 7月 9日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [平成30年 1月 9日現在]	当期 [平成30年 7月 9日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△1,128,587	1,416,076
合計	△1,128,587	1,416,076

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [平成30年 1月 9日現在]	当期 [平成30年 7月 9日現在]
1口当たり純資産額	0.9606円	0.9230円
(1万口当たり純資産額)	(9,606円)	(9,230円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	2 T-NOTE 220215	590,000.00	576,402.33	
		2.5 T-NOTE 240515	410,000.00	403,946.08	
		2.75 T-BOND 421115	404,000.00	391,532.81	
		2.875 T-NOTE 280515	230,000.00	230,862.50	
		3.5 T-NOTE 200515	620,000.00	630,607.81	
アメリカドル合計			2,254,000.00	2,233,351.53 (246,763,010)	
合計				246,763,010 (246,763,010)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 5銘柄	100.00%	100.00%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [平成30年 1月 9日現在]	当期 [平成30年 7月 9日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	109,286,167	118,655,520
コール・ローン	77,809,766	83,393,675
国債証券	5,160,439,556	3,653,390,943
特殊債券	4,348,352,032	4,389,310,978
未収利息	83,967,865	66,192,358
前払費用	15,211,055	12,940,660
その他未収収益	6,531,028	1,813,071
流動資産合計	9,801,597,469	8,325,697,205
資産合計	9,801,597,469	8,325,697,205
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	42,870,413	40,003,212
未払解約金	13,896,254	10,068,093
未払受託者報酬	413,683	342,650
未払委託者報酬	8,273,644	6,852,986
未払利息	123	169
その他未払費用	34,742	28,773
流動負債合計	65,488,859	57,295,883
負債合計	65,488,859	57,295,883
純資産の部		
元本等		
元本	10,717,603,379	10,000,803,136
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△981,494,769	△1,732,401,814
（分配準備積立金）	438,188	766,514
元本等合計	9,736,108,610	8,268,401,322
純資産合計	9,736,108,610	8,268,401,322
負債純資産合計	9,801,597,469	8,325,697,205

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日	当期 自 平成30年 1月10日 至 平成30年 7月 9日
営業収益		
受取利息	181,347,711	151,540,821
有価証券売買等損益	12,049,740	△16,894,401
為替差損益	229,318,150	△699,505,332
その他収益	4,256,442	3,664,426
営業収益合計	426,972,043	△561,194,486
営業費用		
支払利息	11,028	10,199
受託者報酬	2,733,248	2,340,289
委託者報酬	54,664,926	46,805,704
その他費用	777,112	754,354
営業費用合計	58,186,314	49,910,546
営業利益又は営業損失（△）	368,785,729	△611,105,032
経常利益又は経常損失（△）	368,785,729	△611,105,032
当期純利益又は当期純損失（△）	368,785,729	△611,105,032
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,823,612	△3,493,415
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,185,955,203	△981,494,769
剰余金増加額又は欠損金減少額	130,519,748	140,545,088
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	130,519,748	140,545,088
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,176,158	37,264,877
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,176,158	37,264,877
分配金	266,845,273	246,575,639
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△981,494,769	△1,732,401,814

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成30年 1月 9日現在]	当期 [平成30年 7月 9日現在]
1. 期首元本額	11,753,435,507円	10,717,603,379円
期中追加設定元本額	226,332,356円	234,067,053円
期中一部解約元本額	1,262,164,484円	950,867,296円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	981,494,769円	1,732,401,814円
3. 受益権の総数	10,717,603,379口	10,000,803,136口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日	当期 自 平成30年 1月10日 至 平成30年 7月 9日																																																
1.分配金の計算過程 第165期 平成29年 7月11日 平成29年 8月 9日	1.分配金の計算過程 第171期 平成30年 1月10日 平成30年 2月 9日																																																
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>24,956,047円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>4,395,911,208円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>102,272,174円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,523,139,429円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>11,510,943,331口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>3,929円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	24,956,047円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	4,395,911,208円	分配準備積立金額	D	102,272,174円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,523,139,429円	当ファンドの期末残存口数	F	11,510,943,331口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,929円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>19,332,949円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>4,005,533,801円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>441,836円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,025,308,586円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>10,525,176,356口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>3,824円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	19,332,949円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	4,005,533,801円	分配準備積立金額	D	441,836円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,025,308,586円	当ファンドの期末残存口数	F	10,525,176,356口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,824円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	24,956,047円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	4,395,911,208円																																															
分配準備積立金額	D	102,272,174円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,523,139,429円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	11,510,943,331口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,929円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	19,332,949円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	4,005,533,801円																																															
分配準備積立金額	D	441,836円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,025,308,586円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	10,525,176,356口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,824円																																															

前期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日			当期 自 平成30年 1月10日 至 平成30年 7月 9日		
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	46,043,773円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	42,100,705円
第166期 平成29年 8月10日 平成29年 9月11日			第172期 平成30年 2月10日 平成30年 3月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,860,984円	費用控除後の配当等収益額	A	17,516,908円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,339,774,812円	収益調整金額	C	3,935,019,588円
分配準備積立金額	D	80,002,615円	分配準備積立金額	D	824,154円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,450,638,411円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,953,360,650円
当ファンドの期末残存口数	F	11,363,231,692口	当ファンドの期末残存口数	F	10,399,932,015口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,916円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,801円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	45,452,926円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	41,599,728円
第167期 平成29年 9月12日 平成29年10月10日			第173期 平成30年 3月10日 平成30年 4月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,234,985円	費用控除後の配当等収益額	A	18,842,544円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,279,651,361円	収益調整金額	C	3,888,496,466円
分配準備積立金額	D	64,443,696円	分配準備積立金額	D	660,707円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,364,330,042円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,907,999,717円
当ファンドの期末残存口数	F	11,205,471,361口	当ファンドの期末残存口数	F	10,339,755,933口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,894円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,779円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	44,821,885円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	41,359,023円
第168期 平成29年10月11日 平成29年11月 9日			第174期 平成30年 4月10日 平成30年 5月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,988,054円	費用控除後の配当等収益額	A	16,679,762円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,217,245,652円	収益調整金額	C	3,839,665,361円
分配準備積立金額	D	39,158,504円	分配準備積立金額	D	884,237円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,284,392,210円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,857,229,360円
当ファンドの期末残存口数	F	11,041,497,029口	当ファンドの期末残存口数	F	10,269,852,729口

前期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日			当期 自 平成30年 1月10日 至 平成30年 7月 9日		
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,880円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,755円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金額	I=F*H/10,000	44,165,988円	収益分配金額	I=F*H/10,000	41,079,410円
第169期 平成29年11月10日 平成29年12月11日			第175期 平成30年 5月10日 平成30年 6月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,102,836円	費用控除後の配当等収益額	A	25,543,020円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	4,152,885,846円	収益調整金額	C	3,756,059,855円
分配準備積立金額	D	22,634,290円	分配準備積立金額	D	106,083円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,196,622,972円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,781,708,958円
当ファンドの期末残存口数	F	10,872,572,091口	当ファンドの期末残存口数	F	10,108,390,450口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,859円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,741円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金額	I=F*H/10,000	43,490,288円	収益分配金額	I=F*H/10,000	40,433,561円
第170期 平成29年12月12日 平成30年 1月 9日			第176期 平成30年 6月12日 平成30年 7月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,052,002円	費用控除後の配当等収益額	A	14,384,400円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	4,093,738,389円	収益調整金額	C	3,701,149,046円
分配準備積立金額	D	251,954円	分配準備積立金額	D	383,238円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,122,042,345円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,715,916,684円
当ファンドの期末残存口数	F	10,717,603,379口	当ファンドの期末残存口数	F	10,000,803,136口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,846円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,715円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金額	I=F*H/10,000	42,870,413円	収益分配金額	I=F*H/10,000	40,003,212円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日	当期 自 平成30年 1月10日 至 平成30年 7月 9日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [平成30年 1月 9日現在]	当期 [平成30年 7月 9日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [平成30年 1月 9日現在]	当期 [平成30年 7月 9日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [平成30年 1月 9日現在]	当期 [平成30年 7月 9日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△32,364,367	34,923,090
特殊債券	△23,773,285	23,865,952
合計	△56,137,652	58,789,042

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [平成30年 1月 9日現在]	当期 [平成30年 7月 9日現在]
1口当たり純資産額	0.9084円	0.8268円
(1万口当たり純資産額)	(9,084円)	(8,268円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
オーストラリアドル	国債証券	1.75 AUST GOVT 201121	6,000,000.00	5,960,768.70	
		2 AUST GOVT 211221	3,000,000.00	2,987,749.02	
		2.25 AUST GOVT 221121	1,000,000.00	1,001,050.90	
		2.25 AUST GOVT 280521	5,000,000.00	4,838,408.60	
		2.75 AUST GOVT 240421	3,000,000.00	3,060,036.60	
		2.75 AUST GOVT 281121	6,000,000.00	6,063,150.60	
		2.75 AUST GOVT 350621	1,000,000.00	979,491.80	
		3 AUST GOVT 470321	2,000,000.00	1,959,356.37	
		3.25 AUST GOVT 250421	3,500,000.00	3,670,730.70	
		3.25 AUST GOVT 290421	1,000,000.00	1,057,453.60	
		3.25 AUST GOVT 390621	1,500,000.00	1,556,782.50	
		3.75 AUST GOVT 370421	1,000,000.00	1,116,212.00	
		4.25 AUST GOVT 260421	2,500,000.00	2,801,335.25	
		4.75 AUST GOVT 270421	2,000,000.00	2,338,645.60	
		5.25 AUST GOVT 190315	1,000,000.00	1,022,977.50	
		5.5 AUST GOVT 230421	1,500,000.00	1,718,807.70	
		5.75 AUST GOVT 220715	2,000,000.00	2,274,371.40	
	国債証券 小計		43,000,000.00	44,407,328.84 (3,653,390,943)	
	特殊債券	1.5 SOUTH AUST GO 220922	1,000,000.00	960,366.92	
		2.25 SOUTH AUST G 240815	1,000,000.00	970,550.38	
		2.5 WEST AUST TRE 200722	3,500,000.00	3,522,801.80	
		2.5 WEST AUST TRE 240723	1,000,000.00	985,558.08	
		2.6 ASIAN DEV 200116	2,000,000.00	2,010,550.40	
		2.7 LANDWIRTSCH. 220905	2,000,000.00	2,007,752.00	
		2.75 ASIAN DEV 220119	4,000,000.00	4,032,458.80	
		2.75 WEST AUST TR 221020	1,000,000.00	1,009,336.10	
		2.8 KFW 210217	2,000,000.00	2,019,405.60	
		3 ASIAN DEV 261014	1,000,000.00	996,025.69	
		3 KOMMUNALBANKEN 261209	3,000,000.00	2,954,517.93	

	3 WEST AUST TREAS 261021	2,000,000.00	1,998,124.58	
	3.25 INTL FINANCE 190722	1,000,000.00	1,010,817.40	
	3.25 QUEENSLAND 260721	1,000,000.00	1,021,771.90	
	3.25 QUEENSLAND 280721	1,000,000.00	1,012,477.00	
	3.25 WEST AUST TR 280720	1,000,000.00	1,008,362.90	
	3.3 EIB 280203	1,000,000.00	1,010,022.10	
	3.5 NORTHERN TERR 280421	1,500,000.00	1,533,620.85	
	4 INTER-AMERICAN 230522	500,000.00	530,491.95	
	4 INTL FINANCE CO 250403	2,000,000.00	2,134,951.20	
	4.25 KOMMUNALBANK 250716	1,000,000.00	1,077,235.30	
	4.25 QUEENSLAND 230721	2,000,000.00	2,158,159.40	
	4.5 ASIAN DEV 230905	1,000,000.00	1,085,128.80	
	4.5 KOMMUNALBANKE 220718	500,000.00	535,120.70	
	4.5 KOMMUNALBANKE 230417	500,000.00	538,704.90	
	4.75 AFRICAN DEVE 240306	500,000.00	549,052.70	
	4.75 NORDIC INVES 240228	500,000.00	550,418.75	
	4.75 QUEENSLAND 250721	1,500,000.00	1,685,137.20	
	5 KFW 240319	1,000,000.00	1,115,630.50	
	5.25 AFRICA DEVBK 220323	500,000.00	547,829.80	
	5.25 KOMMUNAL 240715	1,500,000.00	1,690,091.85	
	5.5 QUEENSLAND 210621	1,000,000.00	1,091,181.00	
	5.75 INTL BK REC 201001	500,000.00	537,233.10	
	5.75 QUEENSLAND 240722	1,000,000.00	1,170,797.30	
	6 QUEENSLAND 220721	1,000,000.00	1,136,820.30	
	6.5 KOMMUNALBANKE 210412	2,000,000.00	2,214,945.60	
	6.5 QUEENSLAND 330314	900,000.00	1,235,120.94	
	7 WEST AUST TREAS 210715	1,500,000.00	1,703,938.05	
	特殊債券 小計	50,900,000.00	53,352,509.77 (4,389,310,978)	
オーストラリアドル合計		93,900,000.00	97,759,838.61 (8,042,701,921)	
合計			8,042,701,921 (8,042,701,921)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
オーストラリアドル	国債証券 17銘柄	45.42%	45.42%
	特殊債券 38銘柄	54.58%	54.58%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

平成30年 7月31日現在

（単位：円）

I 資産総額	256,471,862
II 負債総額	680,727
III 純資産総額（I－II）	255,791,135
IV 発行済口数	278,001,281口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.9201
（10,000口当たり）	（9,201）

【三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

平成30年 7月31日現在

（単位：円）

I 資産総額	8,165,989,692
II 負債総額	23,811,106
III 純資産総額（I－II）	8,142,178,586
IV 発行済口数	9,851,286,607口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.8265
（10,000口当たり）	（8,265）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、ます。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成30年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

平成30年 7月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	867	12,284,001
追加型公社債投資信託	16	1,280,160
単位型株式投資信託	58	289,864
単位型公社債投資信託	1	6,039
合 計	942	13,860,063

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（自 平成29年4月1日至 平成30年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	※2 69,212,680	※2 54,140,307
有価証券	36,210	19,967
前払費用	337,699	362,886
未収入金	35,896	2,109
未収委託者報酬	10,076,022	9,770,529
未収収益	※2 659,405	※2 674,156
繰延税金資産	446,374	490,903
金銭の信託	※2 30,000	※2 30,000
その他	113,754	224,645
流動資産合計	80,948,042	65,715,506

固定資産

有形固定資産

建物	※1	806,798	※1	760,010
器具備品	※1	759,446	※1	724,852
土地		1,356,000		1,356,000
有形固定資産合計		2,922,245		2,840,863

無形固定資産

電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		1,844,549		2,654,296
ソフトウェア仮勘定		608,066		1,097,970
その他		10		-
無形固定資産合計		2,468,448		3,768,090

投資その他の資産

投資有価証券		24,327,081		26,361,327
関係会社株式		320,136		320,136
長期差入保証金		654,402		627,141
前払年金費用		463,105		434,700
繰延税金資産		711,230		747,085
その他		50,235		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		26,502,592		28,512,021

固定資産合計

		31,893,286		35,120,975
--	--	------------	--	------------

資産合計

		112,841,328		100,836,481
--	--	-------------	--	-------------

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	166,493	359,176
未払金		
未払収益分配金	108,024	174,333
未払償還金	547,707	456,159
未払手数料	※2 4,225,009	※2 3,905,670
その他未払金	※2 2,355,815	※2 4,330,584
未払費用	※2 3,061,479	※2 4,388,803
未払消費税等	351,670	99,010
未払法人税等	756,668	736,829
賞与引当金	843,729	906,167
役員賞与引当金	100,680	125,343
その他	711,633	842,194
流動負債合計	13,228,909	16,324,272

固定負債

退職給付引当金	590,154	720,536
---------	---------	---------

役員退職慰労引当金	166,458	187,562
時効後支払損引当金	253,070	254,851
固定負債合計	1,009,684	1,162,951
負債合計	14,238,594	17,487,223
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	43,034,713	27,790,911
利益剰余金合計	50,375,303	35,131,500
株主資本合計	97,108,147	81,864,344

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券 評価差額金	1,494,586	1,484,913
評価・換算差額等合計	1,494,586	1,484,913
純資産合計	98,602,734	83,349,257
負債純資産合計	112,841,328	100,836,481

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	81,709,776	75,423,596
投資顧問料	2,396,020	2,723,458
その他営業収益	25,763	48,215
営業収益合計	84,131,560	78,195,269
営業費用		
支払手数料	※2 33,975,255	※2 30,906,879
広告宣伝費	731,771	730,784

公告費	482	1,000
調査費		
調査費	1,713,892	1,723,057
委託調査費	13,961,993	13,467,029
事務委託費	984,749	864,916
営業雑経費		
通信費	158,915	178,652
印刷費	699,940	467,973
協会費	51,995	50,251
諸会費	9,887	15,328
事務機器関連費	1,611,608	1,635,079
その他営業雑経費	11,925	23,250
営業費用合計	53,912,419	50,064,204
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,997	349,359
給料・手当	6,496,165	6,421,837
賞与引当金繰入	843,729	906,167
役員賞与引当金繰入	100,680	125,343
福利厚生費	1,196,210	1,231,033
交際費	14,843	13,012
旅費交通費	233,159	192,192
租税公課	422,030	410,229
不動産賃借料	706,571	678,182
退職給付費用	441,736	423,171
役員退職慰労引当金繰入	48,393	47,889
固定資産減価償却費	1,030,040	1,115,719
諸経費	474,521	450,299
一般管理費合計	12,340,079	12,364,437
営業利益	17,879,061	15,766,627

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	243,048	349,402
有価証券利息	0	-
受取利息	※2 4,601	※2 483
投資有価証券償還益	260,190	81,580
収益分配金等時効完成分	278,148	91,672
その他	4,383	9,989
営業外収益合計	790,372	533,128
営業外費用		
投資有価証券償還損	11,552	30,114
時効後支払損引当金繰入	-	43,182

事務過誤費	218	10,402
その他	4,357	3,829
営業外費用合計	16,128	87,529
経常利益	18,653,304	16,212,226
特別利益		
投資有価証券売却益	259,137	516,394
ゴルフ会員権売却益	-	7,495
特別利益合計	259,137	523,889
特別損失		
投資有価証券売却損	42,248	105,903
デリバティブ解約損	126,228	-
投資有価証券評価損	157,482	102,096
固定資産除却損	※1 13,540	※1 54
減損損失	※3 48,575	-
特別損失合計	388,075	208,054
税引前当期純利益	18,524,367	16,528,061
法人税、住民税及び事業税	※2 5,658,953	※2 5,252,224
法人税等調整額	103,169	△76,092
法人税等合計	5,762,122	5,176,132
当期純利益	12,762,244	11,351,928

(3) 【株主資本等変動計算書】

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	57,079,782	64,420,372	111,153,216
当期変動額									
剰余金の配当							△26,807,312	△26,807,312	△26,807,312
当期純利益							12,762,244	12,762,244	12,762,244
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△14,045,068	△14,045,068	△14,045,068
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339
当期変動額				
剰余金の配当				△26,807,312

当期純利益				12,762,244
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	48,009	△6,546	41,462	41,462
当期変動額合計	48,009	△6,546	41,462	△14,003,605
当期末残高	1,494,586	—	1,494,586	98,602,734

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剰余金の配当							△26,595,731	△26,595,731	△26,595,731
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△15,243,802	△15,243,802	△15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			△26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△9,673	△9,673	△9,673
当期変動額合計	△9,673	△9,673	△15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移

動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産の減価償却累計額

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
建物	539,649千円	604,123千円
器具備品	1,029,950千円	1,215,234千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
預金	47,798,472千円	41,809,118千円
未収収益	46,963千円	40,621千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
未払手数料	1,993,055千円	1,577,059千円
その他未払金	2,071,256千円	3,850,734千円
未払費用	456,748千円	430,491千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	2,392千円	—
器具備品	7,791千円	54千円
ソフトウェア	3,356千円	—
計	13,540千円	54千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
支払手数料	13,862,465千円	11,380,244千円
受取利息	4,375千円	380千円
法人税、住民税及び事業税	4,204,969千円	3,851,536千円

※3.減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区（本社）	自社利用ソフトウェア （遊休資産）	ソフトウェア 仮勘定	48,575千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値は零としております。

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| ① | 配当金の総額 | 26,807,312千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 126,700円 |
| ③ | 基準日 | 平成28年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 平成28年6月29日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| ① | 配当金の総額 | 26,595,731千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 125,700円 |
| ④ | 基準日 | 平成29年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 平成29年6月29日 |

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| ① | 配当金の総額 | 26,595,731千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 125,700円 |
| ③ | 基準日 | 平成29年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 平成29年6月29日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| ① | 配当金の総額 | 11,363,380千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 53,707円 |
| ④ | 基準日 | 平成30年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
1年内	678,116千円	678,116千円
1年超	2,030,029千円	1,351,912千円
合計	2,708,145千円	2,030,029千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第32期(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	69,212,680	69,212,680	—
(2) 有価証券	36,210	36,210	—
(3) 未収委託者報酬	10,076,022	10,076,022	—
(4) 投資有価証券	24,189,921	24,189,921	—
資産計	103,514,834	103,514,834	—
(1) 未払手数料	4,225,009	4,225,009	—
負債計	4,225,009	4,225,009	—

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	—
(2) 有価証券	19,967	19,967	—
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	—
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	—
資産計	90,154,972	90,154,972	—
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	—
負債計	3,905,670	3,905,670	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
非上場株式	137,160	137,160
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	69,212,680	—	—	—

未収委託者報酬	10,076,022	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	36,210	10,703,761	8,324,138	45,606
合計	79,324,912	10,703,761	8,324,138	45,606

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	—	—	—
未収委託者報酬	9,770,529	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第32期(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,778,798	15,302,336	2,476,461
	小計	17,778,798	15,302,336	2,476,461
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,447,333	6,769,569	△322,236
	小計	6,447,333	6,769,569	△322,236
合計		24,226,131	22,071,906	2,154,225

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,645,023	8,062,990	△417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	△417,966

合計	26,244,135	24,103,874	2,140,260
----	------------	------------	-----------

3.売却したその他有価証券

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	122,688	82,146	21,570
債券	—	—	—
その他	3,439,009	176,991	20,678
合計	3,561,698	259,137	42,248

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について157,482千円（その他有価証券のその他157,482千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について102,096千円（その他有価証券のその他102,096千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,997,931 千円	3,649,089 千円
勤務費用	199,166	184,120
利息費用	22,711	27,829
数理計算上の差異の発生額	△40,934	56,895
退職給付の支払額	△183,403	△188,683
過去勤務費用の発生額	653,618	—
退職給付債務の期末残高	3,649,089	3,729,252

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
年金資産の期首残高	2,678,827 千円	2,698,738 千円
期待運用収益	47,553	48,080

数理計算上の差異の発生額	7,066	47,759
事業主からの拠出額	107,823	102,564
退職給付の支払額	△142,532	△173,748
年金資産の期末残高	2,698,738	2,723,393

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,471,120 千円	3,374,562 千円
年金資産	△2,698,738	△2,723,393
	772,381	651,168
非積立型制度の退職給付債務	177,969	354,690
未積立退職給付債務	950,350	1,005,858
未認識数理計算上の差異	△207,810	△ 169,893
未認識過去勤務費用	△615,490	△ 550,128
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	127,049	285,836
退職給付引当金	590,154	720,536
前払年金費用	△463,105	△434,700
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	127,049	285,836

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	199,166 千円	184,120 千円
利息費用	22,711	27,829
期待運用収益	△47,553	△48,080
数理計算上の差異の費用処理額	54,327	47,053
過去勤務費用の費用処理額	38,127	65,361
その他	28,533	4,780
確定給付制度に係る退職給付費用	295,314	281,066

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
債券	62.9 %	62.2 %
株式	33.3	34.7
その他	3.7	3.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
割引率	0.061～0.90%	0.069～0.67%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度146,421千円、当事業年度142,105千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	455,165千円	445,379千円
投資有価証券評価損	242,551	223,512
ゴルフ会員権評価損	295	—
未払事業税	124,367	135,805
賞与引当金	260,374	277,468
役員賞与引当金	11,509	12,235
役員退職慰労引当金	50,969	57,431
退職給付引当金	180,726	220,628
減価償却超過額	19,277	13,690
委託者報酬	217,902	257,879
長期差入保証金	14,803	23,262
時効後支払損引当金	77,490	78,035
連結納税適用による時価評価	236,450	200,331
その他	68,614	82,168
繰延税金資産 小計	1,960,499	2,027,829
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	1,960,499	2,027,829
繰延税金負債		
前払年金費用	△141,802	△133,105
連結納税適用による時価評価	△1,447	△1,382
その他有価証券評価差額金	△659,638	△655,348
その他	△3	△4
繰延税金負債 合計	△802,893	△789,840
繰延税金資産の純額	1,157,605	1,237,989

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第32期（平成29年3月31日現在）及び第33期（平成30年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1.関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税 役員の兼任	連結納税に伴う支払	4,204,969千円	その他未払金	2,071,256千円
親	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,983,874千円	未払手数料	716,117千円

会社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料	662,992 千円	未払費用	352,297 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,878,591 千円	未払手数料	1,276,937 千円

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,528,131 千円	未払手数料	665,262 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料	664,152 千円	未払費用	348,142 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	6,532,238 千円	未払手数料	933,908 千円

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	6,263,571 千円	未払手数料	907,290 千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	466,028.30円	393,935.45円
1株当たり当期純利益金額	60,318.47円	53,652.87円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	12,762,244	11,351,928
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	12,762,244	11,351,928
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
 ②資本金の額：324,279百万円（平成30年3月末現在）
 ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金の額 (平成30年3月末現在)	③事業の内容
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成30年7月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成30年 2月20日	臨時報告書
平成30年 4月 6日	有価証券届出書の訂正届出書
平成30年 4月 6日	有価証券報告書
平成30年 5月21日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 弥永 めぐみ 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年8月22日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）の平成30年1月10日から平成30年7月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）の平成30年7月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年8月22日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ オーストラリア債券ファンド（毎月分配型）の平成30年1月10日から平成30年7月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ オーストラリア債券ファンド（毎月分配型）の平成30年7月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。